

パキスタン人権報告書 2015 年版

概要

注記：本報告書は2016年4月14日に更新された。詳しくは付属書F：正誤表を参照のこと。

パキスタンは連邦共和国である。2013年5月、パキスタン・ムスリム連盟ナワーズ・シャリーフ派（Pakistan Muslim League-Nawaz）（PML-N）が議会選挙で過半数議席を獲得し、ナワーズ・シャリーフ（Nawaz Sharif）が3期目の首相に就任した。概ね自由かつ公正と判断された一方、一部の独立系監視団と複数の政党が、選挙の非正規性について懸念を表明した。アシフ・アリ・ザルダリ（Asif Ali Zardari）は2013年9月に大統領としての5年間の任期を満了し、マムヌーン・フセイン（Mamnoon Hussain）（PML-N）が後任となった。軍（陸軍参謀長）と司法機関（最高裁判所裁判長）の引き継ぎが整然と行われた結果、民主的移行が確保された。軍及び諜報機関は名目上、文民当局の管轄下に置かれた。警察は概して文民当局の管轄下に置かれた。

最も深刻な人権問題は、超法規的殺害及び標的を定めた殺害；失踪；拷問；法の支配の欠如（適正手続の欠如、法律の不十分な実施及び執行、頻繁な群衆暴動及び自警団による報復を含む）；男女不平等；そして派閥間暴力であった。

他の人権問題の例として、劣悪な刑務所状況、恣意的な拘留、長期間の裁判前拘留、弱い刑事司法制度、下級裁判所における司法の独立の欠如、そして政府による市民のプライバシー権侵害が挙げられた。ジャーナリストに対する嫌がらせが続き、ジャーナリストやメディア組織に対する攻撃が目立った。集会の自由と移動の自由が政府から制限されていた。政府の慣行や一部の法律が、宗教の自由、特に宗教的少数派の自由を制限した。

依然続くテロリストの暴力や、非国家主体による人権侵害が、国内での人権上の課題に著しく寄与した。2014年6月に政府と軍はザルブ・エ・アズブ（Zarb-e-Azb）作戦を開始しており、これは北ワジリスタン（North Waziristan）における過激派やテロリスト集団に対する軍事行動の一環で、この作戦は後に全国へと範囲が拡大した。2014年12月にテフリク・イ・タリバン（Tehrik-i-Taliban）がペシャワール（Peshawar）の陸軍公立学校（Army Public School）を攻撃し、生徒132名を含む145名が殺害された後、政府はテロに立ち向かうべく国民行動計画（National Action Plan）（NAP）を発表した。NAPの下、政府は憲法改正を可決し、これによりテロ行為やテロ関連活動への関与が疑われる民間を裁判に掛ける軍事法廷が創設され、最高裁判所は（2015年）8月にこの改正を支持した。政府は7年間中断されていた死刑を復活させた。

宗教的少数派に対する差別が続いていた。政府や警察の内部での汚職のほか、強姦、ドメスティック・バイオレンス、セクシャル・ハラスメント、名誉犯罪、他の有害な伝統的習慣、そして女性や少女に対する差別が依然、深刻な問題であった。児童虐待と商業目的での児童の性的搾取が根強く続いていた。児童労働が依然、蔓延していた。強制労働や奴隷労働を含む人身売買が広範囲で続いていた。国籍上、民族上及び人種上の少数派に対する社会的差別が根強く続き、またカースト、性的指向、性同一性及び HIV 感染状態に基づく差別も同様であった。労働者の権利の尊重は最小限であった。(2015 年) 8 月 5 日、憲法裁判所は、大部分の人権及び労働関連の機能を含め、多数の政府の責務を州に移譲する旨の、2011 年の憲法改正を支持した。その結果、人権及び労働関連の法制、取り締まり及び慣行が州によって異なる状況となった。

政府の説明責任の欠如が依然として問題で、虐待を働いても処罰されないことが多く、刑事免責の風潮を助長した。当局は滅多に、人権侵害を理由に政府当局者を処罰しなかった。

軍隊組織及び他の非政府主体による暴力、虐待、社会的及び宗教的な不寛容が、国内の一部の地域、特にバローチスターン (Balochistan) 州、シンド (Sindh) 州、カイバル・パクトゥンクワ (Khyber Pakhtunkhwa) 州 (KP、旧北西辺境州)、そして連邦直轄部族地域 (Federally Administered Tribal Areas) (FATA) において、無法地帯の風潮を助長した。2003 年から (2015 年) 11 月にかけて、南アジア・テロリズム・ポータル (South Asia Terrorism Portal) (SATP) によると、過激派が治安部隊要員 6,336 名と民間人 20,790 名を殺害した一方、当局は 32,261 名のテロリスト／反政府活動者を殺害した。

第 1 節 個人の完全性の尊重、以下の不利益からの自由など：

a 恣意的又は法に基づかない生命の剥奪

当局が恣意的又は法に基づかない殺害を働いたという報告が多数あった。報告によると、治安部隊はパンジャブ (Punjab)、バローチスターン、FATA、シンド及び KP での紛争との関連で超法規的殺害を働いた (第 1 節 g 項参照)。

申し立てによると、当局に拘留中の身体的虐待により、数名の犯罪容疑者が死亡した。人権・囚人支援協会 (Society for Human Rights and Prisoners' Aid) (SHARP) という非政府機関 (NGO) の報告によると、960 名余りの民間人が警察との衝突の後に死亡し、因みに 2014 年は 400 名であった。長期間に及ぶ裁判の遅れや、殺害の張本人の懲罰及び訴追の不履行が、刑事免責の風潮を助長した。

シンド州で個人の誘拐や殺害の疑惑の報告が複数あった。(2015 年) 7 月、ハイデラバード (Hyderabad) 警察と国家データベース・登録局 (National Database and Registration Authority) は、シンド族民族主義者指導者のラジャ・ダヒル・バーンブフロ (Raja Dahir Bhanbhro) が殺害され、幹線道路の沿道で焼かれたことを追認した。シンド族民族主義者集団のジェイ・シンド・ムッタヒダ・マハズ (Jeay Sindh Muttahida Mahaz) (JSMM) の主張によると、ダヒルは JSMM 事務局長で、法執行機関が彼を殺害したとのことであった。

複数のバローチ族民族主義者が殺害された事件は政治的動機によるものであったとおう申し立てが、バローチスターンとカラチ (Karachi) で続いた。(2015 年) 8 月 28 日、「バローチ族失踪者の声」 (Voice of Baloch Missing Persons) (VBMP) は、バローチスターン州のノシュキ (Noshki) 県とカラト (Kalat) 県で複数の切断遺体が発見された事件を詳述した報告書を発行し、VBMP はこの事態を、遺体の保全と身元特定のために取られた措置が不適切であったと評した。

バローチスターン州内務省 (Home Ministry) が (2015 年) 9 月に公表した報告書によると、2014 年 12 月から (2015 年) 9 月 15 日にかけて、警察部隊が州内でテロリストとされた 204 名を殺害し、29 名を負傷させた。

SATP の報告によると、ジャーナリスト、教師、学生及び人権擁護者もバローチスターン州内で標的にされた。SATP によると、(2015 年) 11 月 8 日時点で、少なくとも 229 名の民間人がバローチスターン州内で殺害され、因みに 2014 年は 301 名であった。バローチスターン州内務省の主張によると、(2015 年) 8 月時点で、(2015 年) 1 月 1 日から 8 月 31 日にかけてテロ攻撃によって民間人 143 名が殺害され、216 名が負傷した。

政治派閥又は正体不明の襲撃者による、政治的動機での殺害が複数、シンド州で発生したという報告が複数あった。(2015 年) 4 月 24 日、著名な活動家、サビーン・マフムド (Sabeen Mahmud) がバローチスターン州の失踪者に関する討論会を主催した後、武装集団がカラチで彼女を殺害した。彼女の運転手も、彼女の殺害事件で証人になると予想されていたが、(2015 年) 9 月 7 日に殺害された。パキスタン人権委員会 (Human Rights Commission of Pakistan) (HRCPP) という独立系 NGO によると、(2015) 年の最初の 9 か月間にカラチで 1,465 名が殺害され、因みに 2014 年の同じ期間では 2,273 名であった。うち 69 名は派閥間暴力の被害者で、因みに 2014 年の同じ期間では 97 名であった。

シンド州とパンジャブ州の州政府と複数の政党が依然、攻撃の標的にされた。アワミ国民党 (Awami National Party) (ANP)、ムッタヒダ・クアミ運動 (Muttahida Quami Movement) (MQM)、

パキスタン人民党 (Pakistan People's Party)、そして政府高官に対する攻撃が著しく増加した。(2015 年) 8 月 16 日、過激派がパンジャブ州内務大臣、シュジャ・カーンザダ (Shuja Khanzada) を殺害し、他にも 21 名が、パンジャブ州アトック (Attock) 県シャディ・カーン (Shadi Khan) 村の彼の政務事務所に対する自爆攻撃で殺害された。テフリク・イ・タリバン・パキスタン (Tehrik-i-Taliban Pakistan) (TTP) の一派が、この攻撃を自分達の功績であると主張した。

(2015 年) 8 月 18 日、正体不明の複数の襲撃者が MQM の政治家、アブドゥル・ラシッド・ゴディル (Abdul Rashid Godil) を銃撃し、重傷を負わせた。

KP での政治指導者を狙った殺害は、以前の数年間と比べると少なかった。或る自爆攻撃者が (2015 年) 4 月 30 日、KP のチャルサッタ (Charsadda) でカウミ・ワトクン党 (Qawmi Watun Party) のアフタブ・シャーパオ (Aftab Sherpao) 議長を暗殺しようとし、警察官 1 名が殺害されたが、シャーパオは無傷で済んだ。(2015 年) 9 月 5 日、KP のハング (Hangu) 県で簡易爆発物を使用した攻撃により、ANP の県評議員、マリク・ムムタズ・カーン (Malik Mumtaz Khan) が殺害され、他に 3 名が負傷した。

過激派やテロ集団が爆弾、自爆攻撃及び他の暴力的手段を使用して、数百名を殺害、数千名を負傷させた (第 1 節 g 項参照)。

ペシャワールの陸軍公立学校に対する攻撃後の、死刑執行猶予が 2014 年 12 月に切れた。複数の人権団体の報告によると、法の支配や適性手続違反に伴う懸念が、犯罪実行時に 18 歳未満であったとされる人々の処刑を含め、浮上した。

b 失踪

国内のほぼ全ての区域で、様々な背景からの人々の誘拐や強制的失踪が発生した。報告によると、一部の警察や治安部隊が人々を隔離拘留し、居場所の開示を拒否した。複数の人権団体の報告によると、失踪者には多数のシンド族及びバローチ族の民族主義者が含まれ、例えば「国際バローチ族失踪者の声」(VBMP からの別組織) は、失踪者に関する独自のオンライン・データベースに、(2015) 年中に誘拐された 156 名のリストを掲載した。HRCP は、その主張によると (2015) 年の最初の 9 か月間にバローチスターン州で「強制失踪」の被害者になったとされる 107 名を挙げた。

カラチを拠点とする政党、MQM の申し立てによると、民兵組織のシンド・レンジャー部隊 (Sindh Rangers) が、カラチ市内で続く治安作戦中、党員の一部を誘拐、拷問、殺害した。彼らの主張によると、(2015 年) 8 月時点で、MQM 党員 151 名が依然行方不明で、そして当

局が作戦中に 55 名を超法規的に殺害した。パキスタン人権委員会は、MQM 職員の超法規的殺害及び失踪に関する捜査を要求した。シンド州内務省の報告によると、2013 年後半以降、まだ続いていた治安作戦において、10,438 名が逮捕され、464 名が殺害された。

(2015 年) 3 月時点で、失踪者に関する司法調査委員会は、211 件のシンド族失踪者事件を、「未追跡」として挙げた。最高裁判所判事のジャベド・イクバル (Javed Iqbal) と元警察官のムハンマド・シャリフ・ビルト (Muhammad Sharif Virt) が率いる強制失踪調査委員会 (Commission of Inquiry on Enforced Disappearances) は、2011 年から (2015 年) 3 月 31 日にかけて、失踪者事件を 2,722 件受理した。同委員会は、これらの事件のうち 1,452 件を処理し、失踪者 1,233 名の所在を突き止めたと主張した一方、残りは未解決であった。

(2015 年) 3 月、KP 警察は連邦強制失踪調査委員会へ、警察は 1,066 件の失踪者事件を捜査してきたという趣旨の報告書を提出した。彼らはうち 415 名の所在を突き止めたが、651 名が依然行方不明であった。

バローチスターン州での失踪者数に関する政府と NGO の統計は、依然として開きがあった。VBMP の主張によると、失踪者総数は 19,000 名を超える可能性があった。バローチスターン国民運動 (Balochistan National Movement) の主張によると、(2015 年) 7 月と 8 月にアワラン (Awaran) 県で行われた単一の治安作戦により、391 名が死亡又は誘拐された。「国際バローチ族失踪者の声」のオンライン・データベースでは 156 名が (2015) 年中に誘拐されたとして挙げられた一方、HRCP は、その主張によると (2015) 年中にバローチスターン州で強制失踪の被害者になったとされる 107 名のリストをまとめた。

バローチスターン州内務省が (2015 年) 9 月に公表した報告書によると、NAP の実施中、警察部隊が 2014 年 12 月から (2015 年) 9 月 15 日にかけて州内で 8,326 名の「容疑者」を逮捕した。

(2015) 年中、VBMP はバローチスターン州で見つかった 157 体の切断遺体と、失踪者 463 名を記録したと主張した。バローチスターン州内務省の公式データによると、当局が (2015) 年中にバローチスターン州で回収した遺体はわずか 164 体であった。

2014 年 3 月、バローチ学生協会アザド支部 (Baloch Students Association Azad) (BSO-A) のザヒド・バローチ (Zahid Baloch) 議長が、バローチスターン州クエッタ (Quetta) から誘拐された。BSO-A メンバーは、警察職員の仕業であると主張し、そして全国規模で、カラチでの 46 日間のハンガー・ストライキを含め、抗議活動を展開した。(2015) 年末時点でザヒドの消息は依然不明であった。

過激派集団と政府部隊との間で続くパンジャブ州及び FATA での紛争に関連する失踪の報告が複数あった。

c 拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱い又は刑罰

憲法では拷問及び他の残虐、非人道若しくは品位を傷付ける取扱いを禁じているが、刑法には拷問を禁ずる具体的条項がない。刑法では「傷害」を禁じているが、拷問実行犯の処罰に言及していない。拷問を特異的に禁ずる立法上の規定はない。諜報機関を含め、治安部隊が拘留中の人々に拷問や虐待を加えたという報告が複数あった。

アジア人権委員会 (Asian Human Rights Commission) によると、適切な苦情処理機関がないことや、拷問を定義及び禁止する特定の条項が刑法にないことが、拷問の発生に寄与していた。同委員会の主張によると、政府は拷問を犯罪として扱うための真摯な努力を行わず、また加害者は、警察又は軍隊隊員がほとんどを占めるが、刑事責任を免れている。

警察職員が残虐で品位を傷付ける取扱いや処罰を行っているという報告が複数あった。SHARP の報告によると、警察は 6,000 件余りの事件で SHARP が拷問に当たるとした行為を働き、因みに 2014 年では 7,800 件であった。様々な情報筋の報告によると、拷問が時々、死亡又は重傷に至る例があり、多くは過少報告であった。SHARP や他の人権団体が記述した行為の例として、警棒や鞭による殴打、タバコでの火傷、足の裏の鞭打ち、長期隔離、電気ショック、食事又は睡眠の拒絶、逆さ吊り、棒状の足枷を使って両脚を無理に広げさせることなどが挙げられる。

(2015 年) 7 月の *ドゥニヤ・ニュース (Dunya News)* の報道によると、28 歳のアティフ (Atif) がファイサラバード (Faisalabad) で警察に拘留されていた間に拷問を受けた末、死亡した。警察は嫌疑を否定した。(2015 年) 8 月、政府はシャフカット・フセイン (Shafqat Hussain) を処刑した。担当弁護士及び他の複数の人権団体の報告によると、当局は彼を殺害自白に追い込むまで拷問した。

ジャスティス・プロジェクト・パキスタン (Justice Project Pakistan) は、或る法医学博士が証明した傷跡や負傷が拷問嫌疑と整合的であることを実証したと述べた。

集団処罰の習慣が、FATA と州直轄部族地域 (Provincially Administered Tribal Areas) (PATA) で続いており、これは FATA で 114 年間にわたり適用されている「辺境犯罪規制 (Frontier Crimes Regulation)」(FCR) で規定されている。2011 年、政府は FCR を改正し、女性、65 歳

以上の全ての人々、そして 16 歳未満の児童を集団処罰の適用対象から除外した。当局は集団処罰を漸増的に、最初の直近の男性家族、続いて亜族、以後同様、という順に適用する。この段階的アプローチは適用範囲が縮小するが、FCR は個人の権利を無視して集団処罰を割り当てる。複数の人権 NGO が、集団責任の概念に懸念を表明し、それによると当局は集団処罰を逃亡者の部族のメンバーの拘留、自宅の解体、財産の没収又は破壊、或いは逃亡者が自首するか或いは自分の部族によって地元の伝統に則って処罰されるまで当人の村を包囲する、といった目的で使った。

軍のザルブ・エ・アズブ作戦は（2015）年中ずっと、過激派集団を標的に、主にワジリスタンで続いた。これらの紛争地帯へのアクセスに対して政府が課した制限により、これらの区域で発生した可能性のある虐待に関して市民社会や非政府主体が入手可能な情報も限られた。

刑務所及び収容施設の状況

一部の刑務所と拘置施設が、生命を脅かす苛酷な状況であった。過密や不十分な医療といった問題が蔓延していた。

物理的状況：刑務所は極めて劣悪な状況の例が多かった。過密は日常茶飯事であった。SHARP は全国の刑務所人口を 96,000 名と推定した一方、刑務所の通常収容定員は約 36,000 名であると主張した。

州政府が、刑務所及び拘置施設の主たる管理者であった。

SHARP の報告によると、（2015）年中、刑務所で 21 名が死亡し、因みに 2014 年は 46 名であった。

刑務所での食料や医療の不足は、家族又は友人の助けを借りて食事を補うことができない囚人における、慢性的な健康問題や栄養不良に繋がった。多数の施設で衛生、換気、照明、飲用水へのアクセスが不十分であった。大部分の刑務所施設が老朽化し、屋内温度を制御する手段もなかった。基本的医療や救急医療のためのシステムは存在したが、官僚主義的手続のせいでアクセスが滞った。外国人囚人は刑期満了後も刑務所に長期間留まることが多く、それは本国送還費用を支払うことができないためであった。

刑務所の治安が依然として懸念であった。2013 年にデラ・イズマイル・カーン（Dera Ismail Khan）刑務所が襲撃された際、TTP は数百名の、著名な過激派を含む囚人を解放した。

宗教的少数派に属する囚人は、概してイスラム教徒よりもひどい扱いを受け、また囚人仲間から直接暴行を受けることも多かった。キリスト教徒やアフマディーヤ派（Ahmadiyya）イスラム教徒のコミュニティの代表者は、メンバーが刑務所でしばしば虐待を受けていると主張した。法的支援センター（Center for Legal Aid and Assistance）の報告によると、宗教的冒涇で告発された囚人が頻繁に、刑務所の劣悪な状況下に置かれた。複数の NGO の報告によると、宗教的冒涇で告発された多数の人々が長期間にわたり独房に閉じ込められ、1 年を超えることもあった。政府は、この処置は当人の安全のためであったと主張した。

当局は女性を一部の刑務所で男性と別々に収容したが、全ての刑務所でそうであったわけではない。バローチスタン州には女性刑務所がなく、当局者の主張によると、女性はクエッタ県とラスベラ（Lasbela）県の刑務所で別の宿舎に収容された。

警察は被拘留者を既決囚と区別しないことが多かった。精神病を患った囚人は通常、十分なケアを受けることができず、当局は彼らを一般囚人と区別しなかった。

刑務所当局者は通常、少年犯罪者を成人とは別の宿舎に収容した。とは言え、当局者は児童を刑期中のどこかの段階で一般囚人と一緒にした。児童権利保護協会（Society for the Protection of the Rights of the Child）（SPARC）によると、囚人や刑務所職員がしばしば、児童に虐待、強姦及び他の形態の暴力を加えた。

SPARC によると、当局は時々、4 州及び FATA の全てにおいて、刑務所で少年囚人を一般囚人と一緒にした。

SPARC は少年受刑者の状況を、国内最悪の部類に属すると説明した。多くは保釈金を積む余裕がないため、刑務所で長期間過ごした。更生するどころか、児童囚人は大抵、成人囚人と一緒に長期間過ごすことにより、常習的犯罪者になった。

少年司法制度条例（Juvenile Justice System Ordinance）は、司法制度における少年の取扱いの概要を示しているが、テロ行為又は麻薬関連の犯罪で告発された少年には保護が及んでいなかった。SPARC の報告によると、過去において、当局者は幼いところでは 12 歳の児童を、テロ対策法（Antiterrorism Act）の下、テロ行為容疑で逮捕していた。同法の下で有罪判決を受けた児童は、死刑に処せられる可能性があった。18 歳に満たない時期に、実行したとされる犯罪で有罪判決を受けた、及び／又は裁判を受け、死刑囚監房に収容された人々の例が多数あった。書類不足が依然、法的年齢の疑問を検証する上での難題で、例えば有罪判決の理由とされた犯罪を実行した時点で自分は 14 歳であったと主張した、シャフカット・フセインの例がそうであった。SHARP の報告によると、死刑囚監房に収容された少年囚人について、

最新の公式報告書はないものの、その可能性を排除できなかった。年齢を「十分に」証明する要素に関する判断は、裁判所によってまちまちであった。

運営：SHARPによると、囚人に関する手書きの記録は十分にあったが、記録を電子化する必要があった。

刑事司法制度では、量刑の選択肢は裁判前期間中の保釈、量刑手続中の罰金及び保護観察、及び量刑手続後の仮釈放の形で用意される。裁判所は通常、罰金と保釈を、非暴力的犯罪者については収監に代わる選択肢として使用した一方、保護観察と仮釈放をさほど容易に適用することはなかった。保護観察対象者と仮釈放対象者に対応する部門が複数あるが、SPARC、SHARP 及び他の団体の指摘によると、これらの部門は職員、資金、及び物資が不足していた。

被拘留者のためのオンブズマンが居り、中央事務所がイスラマバード（Islamabad）にあるほか、各県にも事務所がある。刑務所監察長官は不定期に刑務所や拘置施設を視察して状況を観察し、苦情を処理する。

法律により、刑務所当局は、囚人及び被拘留者が訴状を無検閲で司法当局に提出することと、非人道的状況について信憑性のある申し立ての捜査を要請することを、許可しなければならない。しかし、SHARPによると、囚人は苦情の対象である刑務所当局との対峙を避けるために、訴状の提出を差し控えることが多かった。

憲法では、宗教的少数派の囚人が刑務所内に礼拝場所を有することを義務付けている。当局がこの規定を実施しているかどうかは不明であった。

独立的監視：刑務所監視を担当する複数の国際機関が、拘置施設、特に治安関連の被拘留者を収容している施設へのアクセスが困難であると報告した。当局は、KP、FATA 及びバローチスターン州での暴動による影響を最も受けた拘置施設へ国際機関がアクセスすることを許可しなかった。シンド州、ギルギット・バルティスタン（Gilgit-Baltista）州、そしてパキスタンが管理しているカシミール（Kashmir）州の政府は、一部の国際機関が民事刑務所を監視することを許可したが、監視を行う複数の機関の指導者が、活動に対する制限が年々厳しくなっていると指摘した。

当局は地方レベル、州レベル及び全国レベルで、一部の人権団体やジャーナリストが少年及び女性の囚人の刑務所での状況を監視することを認めた。

d 恣意的な逮捕又は拘留

法律では恣意的な逮捕及び拘留を禁じているが、当局は必ずしも遵守するとは限らなかった。汚職や刑事免責がこの問題を複雑化した。

(2015 年) 6 月 3 日、或る有名なバローチ語詩人が、バローチスターン州南部沿岸のパスニ (Pasni) の自宅から、成人である息子も一緒に連れ去られた。当初の報道では、彼らが正体不明の過激派に誘拐されたとされたが、家族は父親と息子が治安部隊に拘留されていると主張した。数日後、民兵組織である辺境警備隊 (Frontier Corps) (FC) バローチスターン支部が記者会見を開き、会見の場に詩人が姿を見せ、自身の「急進的」誌を謝罪し、分離主義過激派に自首を促した。(2015 年) 6 月 16 日、当局は彼と息子を釈放した。複数のバローチ族活動家が、彼の発言は強要されたものであると主張した。

警察及び治安組織の役割

警察は、国内の大部分で国内治安に主たる責任を負う。地方の警察は内務省管轄下である。レンジャー部隊 (Rangers) は内務省管轄下の民兵組織で、シンド州とパンジャブ州に支部がある。辺境警備隊はバローチスターン州と部族地域において、レンジャー部隊に相当する。軍は対外安全保障を担当する。

FCR は FATA における法と秩序の枠組をもたらすものであり、KP 州知事の管轄下に置かれる任命された駐在官を通じて実施される。裁判所制度と司法機関は FATA における管轄権を持たない。FCR の下、ジルガ (部族指導者の集まり) による裁判では、住民が法定代理人を立てることを認めていない。被告が成人男性の場合、通常は本人が直接、ジルガの場に出頭して自分自身で抗弁する。それ以外の場合は親が子の代理を務めることが多く、また男性は女性近親者の代理を務めることが多い。加えて、観測筋はしばしば FCR について、苛酷な規定がいくつかあると批判した。2011 年、当局はこれらの規定の一部を、或る部族の集団責任の修正、駐在官又は県調整担当官の権限の恣意的性質の制限、そして成文化された仲裁制度における駐在官の決定に異議を申し立てる権利を市民に付与することを含め、改正した。

警察に代わり、複数の法執行主体が FATA で活動していた。例として、民兵組織の辺境警備隊 (平時は内務省管轄下に置かれ、紛争時は陸軍管轄下に置かれる)、辺境保安隊 (Frontier Constabulary) (FATA と KP の間の区域を警備し、FATA 内でも活動する)、カサダール (Khasadars) (先祖代々の部族警察)、そして FATA 軍 (駐在官による秩序の維持を補助する) が挙げられる。部族指導者はラシュカール (部族民兵組織) を召集し、一時的な法と秩序の混乱に対応するが、民間の部族民兵組織であり、正式な法執行主体ではない。

警察の実効性は県によってまちまちで、良い県もあれば、非効果的な県もあった。

虐待の処罰不履行は、全国にまたがって刑事免責の風潮を助長していた。警察や刑務所当局者は頻繁に、囚人やその家族から金銭を巻き上げる目的で、虐待を仄めかして脅迫した。監察長官、県警察、県のナジム（選挙で選ばれる地方自治体長官）、州の内務大臣又は首席大臣、連邦内務大臣、首相又は裁判所は、虐待に関する内部調査と、行政処分を命じることができる。行政部門及び警察の当局者は刑事訴追を勧告する権限を有し、裁判所は刑事訴追を命じることができる。裁判所制度が唯一、治安部隊による虐待の捜査に利用できる手段である。

（2015 年）5 月に創設された国家人権委員会（National Human Rights Commission）は、諜報機関又は軍隊に対する如何なる苦情の調査することができず、そうした苦情については管轄権を有する関係当局に付託しなければならない。

2014 年 7 月、大統領はパキスタン保護法（Protection of Pakistan Act）を、政府と野党が国民議会で合意法案を可決した後、署名して法制化した。同法では法執行機関及び軍隊に、過激派を逮捕及び拘留する権限を幅広く与えている。さらに、テロ関連犯罪の被告を訴追するための法体系を別に設けることも認めている。同法では文民警察権限を軍隊に与え（文民権限を補助する形で行動する場合）、また最下級より上の警察官のほか、軍隊又は民間軍隊にも、同法違反者を銃撃すること認めている。複数の人権団体が、同法は国家安全保障の強化を目的に、市民の普遍的権利と自由を損ねることになるという懸念を表明した。そうした懸念に対処する形で、立法府は当初の条例を改正して、容疑者を未告訴で拘留できる期間を短縮（90 日から 60 日へ）し、警察官に対しては容疑者を銃撃する前に警告するよう要求し、そして他にも譲歩があった中で特に、2 年後に同法を「廃止」することにした。

（2015）年中、政府は国内治安を支援する目的で軍を使用し続けた。2014 年 7 月、首相は憲法第 24 条を発動し、イスラマバードでの法と秩序を維持すべく、文民政府を支援するよう軍に要求した。観測筋はこの決定について、軍のザルブ・エ・アズブ作戦によって過激派集団からの報復攻撃に対する政府の懸念が高まったことを受け、首都の治安を強化するために必要であったと捉えた。民兵組織は、レンジャー部隊や辺境保安隊を含め、イスラマバードの一部区域の保安を担当し、カラチでも能動的作戦を継続した。KP では軍と民兵組織の要員が、（2015 年）7 月 30 日の地方選挙再投票に使用される 360 箇所投票所の警備に際し、文民治安部隊を補助した。複数の野党が、（2015 年）5 月 30 日の KP 州地方選挙の警備が不十分であったと主張し、この選挙後の再投票について陸軍に支援を要求した。民兵組織の FC 部隊はバローチスターン州内での能動的治安作戦を継続した。

（2015 年）1 月、ペシャワール陸軍公立学校に対するテロ攻撃への対応策として、議会は軍事裁判所が民間人をテロ行為、好戦性、派閥間暴力及び他の容疑で裁判に掛けることを認め

るという、憲法改正を承認した。この改正には、同法廷が2年後に失効することになるという規定も含まれた。(2015年)8月5日、最高裁判所はこの軍事法廷の使用を支持した一方、事件を再検討する権利を保持した。複数のNGO、野党指導者及び活動家が、文民容疑者についての軍事法廷の使用について、透明性の欠如や、文民司法制度における冗長性を引き合いに出しつつ、懸念を表明した。(2015年)8月24日に英字新聞、*ドーン (Dawn)* 紙に掲載された記事によると、政府は(2015年)2月に、2009年から国内全域での軍事作戦で捕えられ、FATAとKP全域の40箇所余りの抑留施設に拘留された、約6,000名の民間人被拘留者を裁判所が審理することも認める規制を可決していた。

警察は、キリスト教徒、アフマディーヤ派イスラム教徒、シーア派イスラム教徒及びヒンドゥー教徒を含め、宗教的少数派の人々を攻撃から保護することを怠ることが多かった。しかし、警察の職業意識や、少数派の人々を地元当局が差別やコミュニティ間暴力から保護したという事例に改善が見られた。(2015年)3月15日、複数の自爆攻撃者がラホール(Lahore)のキリスト教徒が過半数を占めるユーハナバード(Youhanabad)近郊で2つの教会を襲撃し、少なくとも15名が殺害された。攻撃直後、群衆がイスラム教徒2名を殺害した。警察はその後、教会襲撃計画に参加したとされる5名を逮捕した。(2015年)6月30日、パンジャブ州シークフプラ(Sheikhupura)県内の或る村で、警察が、宗教的冒涇を理由に群衆からリンチを仄めかす脅迫を受けていた複数のキリスト教徒を救出し、地元のイマーム1名を群衆の扇動を理由に逮捕した。以前の数年間同様、パンジャブ州政府は、警察のあらゆるレベルを対象に、技術的スキルと人権保護に関する研修を定期的実施した。

逮捕手続及び拘留中の取扱い

第一情報報告書(FIR)は如何なる逮捕についても法的根拠であり、裁判権内犯罪の実行に関する情報を警察が受け取る時点で発動される。通常、第三者がFIRを発動するが、警察が独自の発動によりFIRを提出することもできる。FIRは警察が容疑者を24時間拘留することを可能にし、その後、治安判事は、拘留が捜査に重要であることを警察が示せば、拘留をさらに14日間延長することを命じることができる、一部の当局がこれらの拘留制限を遵守していなかった。報告によると、当局は被拘留者に対する嫌がらせ又は威嚇を目的に、裏付け証拠なくFIRを提出したり、或いは十分な証拠が提供されても、申立人が賄賂を支払わない限りFIRを提出しなかったりした。

複数のNGOの報告によると、人々は囚人を訪問するために賄賂を支払うことが多かった。内務省は頻繁に、外国人の逮捕について当人の母国の在外大使館又は領事館に通知しなかった。時々、囚人が出廷した際に外交官が当人と面会できず、囚人を訪問するには20日前までに内務省に許可を要請しなければならなかった。大抵、この要請は期限内に回答されず、ま

た時々、囚人の居場所について不正確な情報を提供されることもあった。

保釈制度が設けられ、機能していた。しかし、SHARP 及び他の複数の人権団体の指摘によると、一部の裁判官が、所定の手続に従わず、むしろ事件の特定の状況に基づいて保釈金を決めた。裁判官は時々、警察又はコミュニティからの要請に応じて、或いは賄賂を受け取って保釈を拒否することもあった。複数の NGO の報告によると、当局は時々、宗教的冒涇事件において、死刑を言い渡された被告が逃亡する可能性がある、又は一般市民の自警主義によるリスクがあるという理由で、保釈を拒否することもあった。保釈は反テロ関連裁判又は第 21 次改正の下で創設される軍事法廷では使えない。

政府は死刑を言い渡された囚人に国費弁護士を提供したが、他の事件では規定に従って法定代理人を提供したわけではない。複数の NGO が、一部の事件で法的支援を提供した。憲法では人身保護令状の権利を認識し、或る犯罪で告発された人に対し、高等裁判所が出廷を要求することを認めている。法律では市民が裁判所に人身保護令状を申請することを認めている。強制失踪が関係した多数の事件において、当局は裁判官の命令に従って被拘留者を出廷させることができなかった。

恣意的な逮捕：警察が釈放する代わりに賄賂を巻き上げる目的で人々を恣意的に拘留した、或いは指名手配者を自首させるため容疑者の近親者を拘留したという報告が複数あった。

裁判前の拘留：警察は日常的に、治安判事に承認を求めることなく人々を捜査拘留し、またしばしば、裁判所が拘留に意義を唱えるまで、未告訴のまま拘留した。治安判事は概して、捜査拘留の承認を求められた場合、正当化事由を要求しないまま承認した。容疑者を 14 日間の期限内に裁判に掛けるための十分な証拠を用意できない場合、警察は概して治安判事に新たな FIR の発行を要請することにより、容疑者の拘留をさらに延長した。

法律により、被拘留者は逮捕後 30 日以内に裁判に掛けられなければならない。例外がいくつかあり、県調整官は「公共の秩序の維持」を理由に最長 90 日間の予防的拘留を勧告することができ、また内務省が承認すればそれをさらに 90 日間延長することができる。

一部の事件において、FIR 発動後 6 か月以内に裁判が始まらず、また時々、告訴の理由とされた犯罪に対する最長刑期よりも長い期間にわたり裁判前拘留されたままであった人々も複数いた。SHARP の推定によると、刑務所に収容された人々の 70% 余りが裁判待ちであった。当局は滅多に、被拘留者に罪状を速やかに通知しなかった。

汚職事件に関する法定を創設する国家説明責任局 (National Accountability Bureau) (NAB) か

ら裁判所に提起された事件には特別ルールが適用される。容疑者は未告訴の状態で 15 日間拘留される可能性があり（司法機関と意見が一致すれば更新され得る）、また告訴前に弁護士と連絡を取ることを否認され得るが、NAB はほとんどこれらの権限を行使しなかった。NAB の下での犯罪は保釈不可で、また NAB 委員長のみ、被拘留者の釈放の可否を決定する権限を有する。

FATA では FCR の下、駐在官は様々な理由で人々を予防的に拘留する法的権限を有し、また望ましくない活動を防ぐための保証金を要求することができる。無期限拘留は認められていないが、被拘留者は FCR 仲裁機関に上訴することができる。囚人は不正処罰を受けた場合に補償を求める権利を有する。事件は指定された期間内に判決が出されなければならない、また当局は逮捕者を保釈することができる。規制では囚人が拘留後 24 時間以内に FCR 当局の面前に連れて来られることを要求しており、これにより駐在官が人々を恣意的に逮捕及び拘留する権利は最長 3 年間に抑制される、被告は 2 階層型の制度を通じて上訴する権利を有し、上訴は FCR 委員 1 名と追加の司法委員 1 名を含む上訴局から始まる。

FATA と PATA、そして KP では、治安部隊がテロ容疑者の活動を制限すること、容疑者の資産を最長 48 時間差し押さえること、そして容疑者を最長 1 年間、未告訴の状態で拘留することができる。複数の人権団体や国際機関の報告によると、当局はテロ組織に所属しているとされる人々を、人数は不詳であるが、無期限に予防的に拘留し、被拘留者は拷問や虐待を受けることが多かった。多くの場合、当局は囚人を隔離拘留し、囚人が選んだ弁護士と速やかに連絡を取ることを否認した。こうした状況は改善されつつあったが、家族は被拘留者とすぐに連絡を取ることを許可されないことが多かった。

2011 年の社会的権力賛同行動規制（Actions in Aid of Civil Power Regulation）では、紛争区域で活動するための法的枠組を軍に与えている。これは軍隊を規制すると共に、政府から要請された場合には文民監督下で被拘留者を扱う法的権限を軍に与えるものである。2008 年に遡って、同規制では KP 知事に、FATA と PATA 内でテロリストと思しき人物を抑留するよう軍隊に指示する権限を与えている。批判筋によると、この規制は憲法違反であり、その理由は、軍の権限を拡大する広範な規定と、法律上の適正手続を迂回していることにある。他の人々の指摘によると、この規制は FATA と PATA において、以前は全く存在していなかった、軍事行動を規制するための法的枠組を確立し、訴追を軍から文民当局へ移管するための法的プロセスである登録の登録と、被拘留者及び近親者のための上訴プロセスを規定している。抑留施設への被拘留者の移管が定期的に続いた。

e 公正な公判の否定

憲法では司法の独立を規定しているが、司法機関はテロ事件又は宗教的冒涇事件における過激派分子からの報復の恐れなど、外部的影響を受けることが多かった。メディアや一般市民は概して、高等裁判所と最高裁判所を信用できると捉えていた。

下級裁判所と上級裁判所における広範囲にわたる未処理事件の蓄積は、他の問題と相まって、効果的是正を受ける権利や、公正な公開聴聞を受ける権利を損ねた。民事事件と刑事事件における裁判の遅れは、時代遅れの手続規則、裁判官不足の未解消、劣悪な事件管理システム、費用の嵩む訴訟、そして弱い法務教育が原因であった。

最高裁判所と高等裁判所の管轄権は、別の司法制度の下で運営される複数の区域には適用されない。例えば、アザド・ジャンムー／カシミール（Azad Jammu and Kashmir）（AJK）州には独自に選出される大統領、首相、立法府及び裁判所制度がある。ギルギット・バルティスタン州にも別の司法制度がある。

多数の下級裁判所が依然として汚職にまみれ、非効率的で、富裕層や影響力のある宗教上及び／又は政治上の大物から圧力を受けた。

正体不明の人物が証人、検察官又は捜査担当警察官を高等裁判所レベルの事件で脅迫及び／又は殺害したという例が複数あった。（2015年）9月21日、正体不明の2名が、（2015年）5月13日にサフォラ・チョウク（Safoora Chowk）で起こった、イスマイール派コミュニティのメンバー45名が殺害された爆弾攻撃事件における重要証人と目されていた警察官1名を殺害した。

制度化された法的保護を欠く、非公式な司法制度が、特に農村部に依然として残っており、多くの場合、人権侵害をもたらした。シンド州とパンジャブ州での封建主義制度の地主や他のコミュニティ指導者や、パシュトゥン族及びバローチ族の地域における部族指導者が時々、地方評議会会合（現地語でパンチャヤット（panchayat）又はジルガ（jirga）と呼ばれる）を、定められた法体系を無視して開催した。そうした評議会は抗争を決着し、部族の処罰を科し、処罰には罰金、懲役、場合によっては死刑も含まれた。これらの評議会はしばしば、所謂名誉関連犯罪について、女性に対し暴力的処罰又は死刑を言い渡した。パシュトゥン族地域、主に FATA では、そうした評議会が FCR ガイドラインの下で開催された。駐在官補は自ら選ぶ部族長老から支援を受けつつ、FATA 内での裁判を合法的に担当し、またイスラム法や部族の慣習の自分なりの解釈に従って聴聞を実施する。パシュトゥーンワーリ（Pashtunwali）という行動規範では、男性、その家族及び部族に対し、悪事に対して、現実か認知かのいずれを問わず、自分の名誉を取り戻すために復讐することを義務付けている。

裁判手続

民事裁判所、刑事裁判所及び家庭裁判所の制度では、公正な裁判と適正手続、推定無罪、反対尋問及び上訴を規定している。陪審による裁判はない。被告は弁護士を立て、弁護士と相談する権利を有するが、裁判所は死刑裁判に限り、貧しい被告の担当弁護士を任命しなければならない。被告は概して下級裁判所における法定代理人費用を負担するが、上訴裁判所では弁護士が公費で提供され得る。被告は検察側証人と対峙する、又は検察側証人に質問することができ、また自分側の証人及び証拠を提示することができる。被告と弁護士は政府が保有する証拠を合法的に閲覧することができる。裁判官不足、未処理事件の多さ、長期間にわたる裁判手続、頻繁な休廷、そして政治的圧力を背景に、訴訟が日常的に何年も続き、被告は何度も出廷しなければならない羽目になった。

SPARC によると、少年が関係する事件の判決は遅く、理由は少年専門の裁判所又は裁判官の欠如にある。SPARC は、公平かつ公正な少年司法制度は存在しないと結論付けた。

訴訟における透明性の欠如の事例が複数あり、特に訴訟において世間の注目を集める争点、或いは微妙な争点を扱う場合がそうであった。複数の NGO の報告によると、政府はしばしば治安上の理由から刑務所内で審理を行い、これらはほとんどの場合有効で、また被告、弁護士、裁判官、検察官及び証人にまで及んだ。複数の NGO が刑務所裁判の治安や、被告が弁護士と相談する際のプライバシーの欠如について、懸念を表明した。

テロ対策法 (Antiterrorism Act) では政府が特別な、合理化されたテロ対策法法廷 (Antiterrorism Act Court) (ATC) を使用して、宗教的憎悪の扇動を目的とする暴力的な犯罪、テロ活動、行為又は言論、そして国家に対する犯罪で告訴された人物の審理を行った。他の法廷では、容疑者は逮捕後 7 就業日以内に出廷しなければならないが、特別法廷は自由に期限を延長することができる。複数の人権活動家が迅速化された並行制度を批判し、政治的操作の影響を一層受けやすくなったと非難した。パンジャブ州検察長官によると、2014 年、或る裁判官が ATA が不的確に適用されていたという裁定を下した後、当局は当初 ATC に持ち込まれた事件の 15% を通常の裁判所に差し戻した。しかし、複数の NGO が、或る事件が犯罪の悪質さ又は政治的圧力を背景に迅速化する必要がある場合、大抵は通常の裁判所制度を通じてではなく、むしろ ATC に送致されているとコメントした。他の人々は、通常の裁判所制度よりも比較的迅速であるにも関わらず、ATC は迅速な審理を提供できないことが多く、未処理事件を大量に抱えているとコメントした。

政府は文民裁判のための軍事法廷を制度化し、これはテロ行為及び関連容疑に関する民間人の裁判を行う。軍事法廷での審理は非公開である (第 1 節 d 項参照)。

連邦シャリアット法廷（Federal Shariat Court）（FSC）は典型的に、フドゥード（Hudood）条例という、1979 年に軍部指導者のムハンマド・ジア・ウル・ハク（Muhammad Zia-ul-Haq）がイスラム法の厳格な解釈を婚外性交渉、婚外性交渉の虚偽の告発、窃盗及び飲酒に対する処罰の執行によって実施するために制定した法律の下で、事件を審査した。

最高裁判所はその後、州高等裁判所がフドゥード訴訟での上訴の聴聞に際し誤った裁定を下したという事件において、シャリアット法廷は州高等裁判所の判決を再検討する権限はない、という裁定を下した。最高裁判所はそうした上訴事件においてシャリアット上訴法廷を迂回し、管轄権を担うことができる。シャリアット法廷はイスラム教の教義と不整合と判断された法制を覆すことができるが、そうした事件は最高裁判所のシャリアット上訴法廷に上訴することができ、最終的に最高裁判所の全員参加法廷による聴聞が実施され得る。

裁判所は日常的に宗教的少数派の権利の保護を怠った。裁判所は宗教的冒涇を禁ずる法律をシーア派、キリスト教徒、アフマディー教団員及び他の宗教的少数派集団に属する人々に対して差別的に使用した。下級裁判所は大抵、宗教的冒涇事件で十分な証拠を要求せず、一部の被告や有罪判決を受けた人々が何年も刑務所で過ごした挙句、上級裁判所が最終的に有罪判決を覆した、或いは釈放を命じたという例もあった。

（2015 年）7 月 22 日、最高裁判所は、2010 年に宗教的冒涇により有罪とされたキリスト教徒女性、アーシア・ビビ（Asia Bibi）の死刑判決を保留し、彼女の上訴に対する判断が現在係争中である。ビビは或る議論の中で預言者ムハンマドについて軽蔑的発言を行ったとの理由で或る県の裁判所から有罪と認定された後、2010 年から死刑囚監房に収監されていた。彼女の弁護士は 2014 年 11 月に最高裁判所に上訴していた。

（2015 年）10 月 7 日、最高裁判所はパンジャブ州のサルマン・タシール（Salman Taseer）を殺害したムムタズ・カドリ（Mumtaz Qadri）の有罪判決を支持した。カドリはタシールを、宗教的冒涇関連法を公然と批判したとの理由で殺害した。この事件に関する最高裁判所の判決書では、宗教的冒涇関連法を批判することは宗教的冒涇に当たらないとし、自警主義的暴力を正当化しなかった。（以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書（International Religious Freedom Report）」も参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

政治犯及び政治的理由により勾留された者

一部のシンド族及びバローチ族の民族主義者集団の主張によると、当局は彼らの仲間を、当

人らの彼政治的繋がり又は信念に基づいて逮捕対象者とし、拘留した。2009 年のアグハズ・エ・フーク（Aghaz-e-Huqooq）というバローチスタン州の「包括法」は、同州における政治的、社会的及び経済的な問題に対処することを目的とするものであるが、同法の下、政府はバローチ族の政治犯、政治指導者及び亡命中の活動家のほか、「反国家」活動に関与したとされる人々全員について、大赦を発表した。（2015 年）8 月、連邦政府とバローチスタン州政府は合同で、「平和なバローチスタン州（Pur Aman Balochistan）」と呼ばれる、主流社会への復帰を希望する「過激派」に現金及び他の奨励策を提供することを目的とする、新たな包括的平和政策を発表した。恩赦の申し出をよそに、一部のバローチ族集団は国家機関による民族主義者集団指導者の違法拘留が続いていると主張した。VBMP が文書にまとめた失踪者の一部は、著名な民族主義者政党や学生団体の指導者であった。

民事上の訴訟手続及び救済方法

個人は様々な人権侵害については是正を求める請願を裁判所に出すことができ、裁判所は大抵、そうした措置を講じた。個人は政府当局者を相手取り、人権の否定を理由とするものを含めた民事裁判において、是正を求めることができる。観測筋の報告によると、民事法廷は減多に、そうした事件で公式判決を出すことはなく、ほとんどの事件が法定外で決着した。行政上の是正のための公式手続はないが、非公式な補償が普通であった。

f 私生活、家族関係、家庭生活、又は通信に関する恣意的な干渉

法律では財産捜索を行う場合、裁判所発行の令状が必要であると規定している。警察は時々この要件を無視し、場合によっては捜索中に物品を盗むこともあった。当局は減多に警察を不法侵入で処罰しなかった。警察は時々、容疑者の自首を促す目的で家族を拘留した。テロ対策法の下での事件において、政府は治安部隊が事件関連の捜索及び財産押収を無令状で行うことを認めた。

複数の国内諜報機関が政治家、政治活動家、テロリストと思しき人物及びメディアを監視した。これらの諜報機関の例として機関間諜報局（InterServices Intelligence）、警察の特殊捜査課（Special Branch）及び軍諜報局（Military Intelligence）が挙げられる。当局が日常的に通信傍受、携帯電話盗聴、電子通信傍受、郵便開封を、裁判所の承認なしに行っていたという、信憑性のある報告が複数あった。

g 国内の紛争での過剰な武力行使及び虐待行為

過激派やテロリストの活動が続き、4 州及び FATA の全てにおいて多数の自爆攻撃や爆弾攻

撃が発生した。過激派やテロ集団は、TTP を含め、民間人、ジャーナリスト、コミュニティ指導者、治安部隊、法執行官及び学校を狙い、爆弾、自爆攻撃及び他の暴力的手段で数百名を殺害し、数千名を負傷させた。過激派やテロ集団はしばしば宗教的少数派を攻撃した。それほど激しくはないが、分離主義者による反政府活動もバローチスタン州で続いた。報告によると、治安部隊は過激派集団との戦闘の際、超法規的殺害を働いた。

軍は過激派の隠れ家を根絶すべく、FATA において様々な対反政府勢力作戦や対テロ作戦を実施した。2014 年 6 月、軍は FATA 内の外国人テロリストと国内テロリストに対するザルブ・エ・アズブ作戦という包括的作戦を開始し、これが (2015) 年中ずっと続いた。(2015) 年の最初の 9 か月間、SATP によると、2,130 名のテロリストが殺害された。政府は国内全域でテロ集団の弱体化と過激派組織による徴兵防止を目的とする活動も行った。例えば、複数の法執行機関がイスラマバード、ラホール及びカラチなど都市部で大量の兵器を押収したと報告した。警察は部族地域で過激派に物流支援を提供していたとされる、カラチのギャングメンバーや TTP 指揮官を逮捕した。警察は主要都市で自爆攻撃者予備軍を逮捕し、兵器、自爆用ベスト、計画資料を押収した。

劣悪な治安、治安部隊と過激派双方による威嚇、そして非居住者による FATA へのアクセスに対する政府と治安部隊による統制が、軍による虐待の潜在的被害者を救済するための人権団体の努力や、そうした如何なる虐待も報道しようというジャーナリストの努力を阻害した。

政治的、派閥間、犯罪的及び民族的な暴力がカラチで続いたが、暴力は減退し、ギャングの抗争はカラチ市内での治安作戦の前に比べ減少した。2005 年以降、国内の他地域での自然災害の結果、多数の市民が様々な民族集団からカラチへ、シンド族、バローチ族及びパシュトゥン族の移民を含め、大量に流入し、彼らが代表する政党や民族集団及び派閥集団の間のバランスが変化した。複数の政党及び繋がりのあるギャングが政治的及び経済的な支配権を巡って競り合いを続け、「強奪品」収集特権や違法／仮設集落の「所有権」を巡る縄張り争いに関与した。

殺害：政府治安部隊が対過激派作戦の過程で民間人の死傷者を出し、超法規的殺害に関与したという報告が複数あった。多数の過激派がパンジャブ州や国内の他地域で治安部隊との衝突の際に死亡した。(2015 年) 7 月 29 日、治安部隊は暴力的反シーア派過激派集団、ラシュカル・エ・ジャンビ (Lashkar-e-Jhangvi) (LeJ) の指導者、マリク・イシュアク (Malik Ishaq) を息子 2 人のほか、支持者 11 名と共に殺害した。多数の観測筋が、治安部隊がこれらの殺害のうち少なくとも一部を画策したと考えた。

過激派やテロリストによる爆弾攻撃は、4 州及び FATA の全てにおいて、数百名を殺害し、

数千名を負傷させた。SATPによると、(2015 年) 9 月中旬までに、推定で、テロリストや暴力的過激派による攻撃と、対反政府勢力作戦の結果、2,895 名が死亡し、うち 702 名が民間人、243 名が治安部隊、そして 1,950 名がテロリスト又は反政府勢力であった。

政府治安要員は依然、過激派による攻撃の標的であった。SATP によると、(2015 年) 10 月中旬時点で、過激派が殺害した治安部隊要員は 2003 年以降、6,318 名であった。軍幹部はもっと多い数に言及することが多く、過激派による攻撃の犠牲者は過去 10 年間で数万名に上ることであった。

(2015 年) 9 月 1 日、カイバル・エージェンシー (Khyber Agency) のジャムルド (Jamrud) 地域で地元の駐在官補を襲撃しようとしていた自爆攻撃者 1 名が、部族警察 (Khasadar) メンバー 1 名を含み 6 名を殺害した。TTP はこの攻撃の犯行声明を出したが、駐在官補は無事であった。

(2015 年) 9 月 7 日と 8 日、ラシュカル・エ・イスラム (Lashkar-e-Islam) の過激派集団が約 20 名の地元平和民兵組織のメンバーをカイバル・エージェンシーのカマル・クヘル (Qamar Khel) 地域で誘拐し、少なくとも 11 名を殺害した。

政府から禁止された複数の集団がバローチスタン州で民間人に対する攻撃を実施したという報告が複数あった。(2015 年) 4 月 11 日、報告によるとシンド州とパンジャブ州から来た労働者 20 名が、バローチスタン解放軍 (Balochistan Liberation Army) が犯行声明を出した攻撃で殺害された。統一バローチ軍 (United Baloch Army) は (2015 年) 5 月 29 日の攻撃の犯行声明を出し、この攻撃ではバスに乗っていたパシュトゥン族 22 名が選出され、殺害された。(2015 年) 7 月 5 日、4 名のパンジャブ人労働者がグワダル (Gwadar) 県内で、バローチ共和国軍 (Baloch Republican Army) が犯行声明を出した攻撃で殺害された。

派閥間暴力も国内全域で続いた。SATP によると、(2015 年) 1 月から 11 月中旬にかけて起こった派閥間攻撃の結果、51 件の事件で 249 名が死亡し、因みに 2014 年には 84 件の事件で 204 名が死亡した。(2015 年) 2 月 13 日、TTP 過激派集団がペシャワールのハヤタバード (Hayatabad) 地区内のシーア派のモスクを襲撃し、礼拝者 20 名を殺害した。

(2015 年) 1 月、1 名の自爆攻撃者がシンド州シカルプル (Shikarpur) の或る宗教施設でシーア派イスラム教徒 62 名を殺害した。加えて、ハザラ族のシーア派に対する攻撃も続き、多くは暴力的過激派集団による犯行であったが、少なくとも 146 名が殺害された。

(2015 年) 10 月 23 日、1 名の自爆攻撃者がシンド州北部のジャコババード (Jacobabad) で

シーア派のムハラム（回教暦 1 月）を祝う行列を襲い、27 名を殺害した。LeJ が犯行声明を出した。（2015 年）10 月 22 日、LeJ はバローチスターン州カッチ（Kacchi）県内の或るモスクを爆弾攻撃し、11 名のシーア派イスラム教徒を殺害した。

誘拐：FATA、KP、パンジャブ州及びバローチスターン州で過激派集団が民間人を誘拐又は人質に取ったという報告が複数あった。報道によると、（2015 年）8 月 23 日、バローチスターン州内で警察が誘拐された外国人 2 名を救出し、1 人はタンザニア国籍、もう 1 人はナイジェリア国籍であった。いずれも申し立てによると身代金目的で誘拐された。

ユースフ・ラザ・ギラニ（Yousuf Raza Gilani）元首相の息子、アリ・ハイデル・ギラニ（Ali Haider Gilani）を 2013 年に誘拐した過激派集団は同年中、彼を解放しなかったが、報道によると、元首相は（2015 年）5 月に息子から電話連絡を受けた。

身体的虐待、刑罰及び拷問：非国家過激派集団は国内全域で様々な事件において、非戦闘員を狙い、複数の民間人を殺害した。

児童兵士：非国家過激派集団が少年少女を誘拐し、嘘の約束を使って幼いところでは 12 歳の児童を強制的に親から引き離し、スパイ、戦闘員、或いは自爆攻撃者として使用した。過激派集団は時々、親に金銭を提供し、しばしば児童を性的及び身体的に虐待し、そして心理的脅迫を使って児童に自分達が実行する行為は正当化されると信じ込ませた。政府はスワト（Swat）で元児童兵士の更生と教育を目的とする、1 箇所の施設を運営した。

他の紛争関連の虐待：過激派集団は政府庁舎を爆弾攻撃し、また女性教師やポリオワクチン接種作業者を襲撃して殺害した。TTP は特に、女子教育に反対する立場を誇示する目的で女子の学校を標的にしたが、男子の学校も破壊した。軍の作戦は、過激派がアクセス道路やトンネルを封鎖したり、通信ネットワークやエルギー・ネットワークを攻撃して商業や食料及び水の供給を妨害するという状況を生み出し、その結果、地元の民間人にとって苦難となった。

（2015）年中、過激派集団が少なくとも 8 名を KP、FATA 及びバローチスターン州におけるポリオワクチン接種活動に対する攻撃で殺害し、他の医療従事者や補助職員は報告対象期間終了時点で依然行方不明であった。ポリオワクチン接種活動には、政府から派遣されたワクチン接種担当者の武装護衛が含まれた。報告によると、治安部隊は（2015 年）9 月のポリオ防止活動期間中、少なくとも 1 回の攻撃を阻止した。

第 2 節 市民的自由権の尊重、以下の各権利など：

a 言論及び報道の自由

法律では言論の報道の自由を規定しているが、多少制限があった。加えて、脅迫、嫌がらせ、暴力及び殺害の結果、ジャーナリストや編集者は自己検閲を実践する羽目になった。

言論及び表現の自由：憲法によると、全ての市民が自由に発言する権利を有するが、「イスラムの栄光のため」、或いは国の品位、安全保障又は防衛のために「法律によって課せられる何らかの合理的制限」の対象となる場合がある。法律では市民が政府を公然と又は密かに批判することを認めているが、軍を批判すると、政府主体から政治的又は商業的な報復を受ける可能性がある。宗教的冒涇関連法では宗教及び宗教教義の問題に関して個人が自由に発言する権利を制限している。政府は「憎悪発言」及び「テロ行為」関連規定に基づき、一部の言語及び象徴的言論を制限した。

報道の自由：独立系メディアは積極的に、多様な見解を表明し、ジャーナリストはしばしば政府を批判した。報道期間は少数派の訴迫を取り上げた。法律により、政府は国家利益を毀損する可能性のある情報を制限することができる。治安部隊による虐待など微妙な問題を報じたジャーナリストに対する脅迫や暴力が、(2015) 年中、発生した。

独立系の英語、ウルドゥ語、及び地域言語での日刊及び週刊の新聞や雑誌が多数存在した。AJK 内で出版を行う場合、メディア所有者はカシミール評議会 (Kashmir Council) 及びカシミール問題省 (Ministry of Kashmir Affairs) から許可を得なければならなかった。情報・放送省 (Ministry of Information and Broadcasting) は国内の主要な有線サービス、パキスタン国営通信 (Associated Press of Pakistan)、政府の公式通信事業者及び地元メディアへの国際ニュース配信を統制及び管理した。軍は独自の広報部門である部隊間広報部 (Inter-Services Public Relations) を持っていた。国営のパキスタン放送社 (Pakistan Broadcasting Corporation) は国内全域で複数のラジオ局を運営していた。法律は FATA 又は PATA には適用されず、当局は FATA 事務局の許可を前提に、独立系ラジオ局がこれらの地域で放送することを許可した。

民間のケーブル・チャンネルと衛星放送チャンネルは国内ニュース放送し、政府を批判した。民間ラジオ局は主要都市に存在したが、免許ではニュース番組を禁じていた。一部のチャンネルがこの制限を、トーク番組でニュースについて議論することによって巧みに逃れた。国際ラジオ放送は、BBC を含め、普通に視聴することができた。インドのテレビ・ニュース・チャンネルの送信は完全にブロックされていた。

(2015 年) 8 月 20 日、パキスタン電子メディア規制庁 (Pakistan Electronic Media Regulatory

Authority) (PEMRA) は電子メディア（番組及び広告）行動規範 (Electronic Media (Programs and Advertisements) Code of Conduct) を公表し、即時発効した。ジャーナリスト保護委員会によると、24 項目のガイドラインはテレビやラジオで放送される報道や解説に関する厳格な制限を定めている。

(2015 年) 11 月 2 日、PEMRA は政府から禁止された如何なる過激派組織の活動もメディアが取り上げることを禁止し、報告によるとこれは国連のテロ関連制裁措置体系を遵守する状態に国を持って行くことが目的であった。NAP も「印刷メディア及び電子メディアを通じたテロ行為及びテロリスト組織の賛美」を禁じている。

暴力と嫌がらせ：治安部隊、政党、過激派及び他の集団が、報道機関、ジャーナリスト及びその家族に暴力や嫌がらせを行った。治安部隊はジャーナリストを誘拐した。報道機関は、自己検閲を実践しないと、報復の標的にされることが多かった。加えて、辺鄙な地域や紛争頻発地域で働くジャーナリストは、基本的なデジタル・セキュリティのほか、伝統的なセキュリティ・スキルもない状態であったため、自己検閲を行うか、場合によっては記事を全く書かない方向に仕向けられる圧力が一層強くなった。

国際ジャーナリスト連盟 (International Federation of Journalists) によると、ジャーナリストが殺害、身体的攻撃、嫌がらせ、威嚇、誘拐及び他の形態の圧力に見舞われたという事例が複数あった。ジャーナリスト保護委員会はパキスタンを、年次の「刑事免責目録」に含め、これは報道関係者に対して死を招くような暴力を働いても処罰されずに済むことを政府が許容していたためである。

(2015 年) 6 月 28 日、武装集団がジャーナリストのザファルッラー・ジャタク (Zafarullah Jatak) をバローチスタン州内の自宅で殺害した。メディアは (2015 年) 11 月 10 日、正体不明の複数の人物がジャーナリストのアフザル・ムガル (Afzal Mughal) をクエッタの自宅から誘拐したと報じた。犯人は彼を、彼の「家族、職歴、そして職務の一環として受けたと本人が述べた禁止対象過激派集団からの電話着信」について「数百もの質問」をした後、15 時間後に解放した。

(2015 年) 9 月 8 日、武装集団が、民間衛星ニュース・チャンネル、ジオ TV (Geo TV) が所有するバンに発砲して技術者 1 名を殺害し、運転手を負傷させた。(2015 年) 11 月 3 日、TTP はジャーナリストのザマン・メフスド (Zaman Mehsud) 殺害について犯行声明を出した。報道によると、TTP はメフスドが「TTP を批判する記事を書いた」ことを理由に彼を殺害したと述べた。

ペルバイズ・ラシド (Pervaiz Rashid) 情報大臣は、職務中に殺害されたジャーナリストの家族に 100 万パキスタン・ルピー (約 10,000 ドル)、負傷の場合は 300,000 ルピー (約 3,000 ドル) を支給するという、財務支援プログラムを発表した。

検閲又は内容の制限: 民営の小規模な有線サービス及びメディア組織は概して、自己検閲を、特に軍隊に関する報道の際に行っていると報告した。ジャーナリストは、紛争地域情勢に関する報道を行うに当たり、軍又は過激派いずれかのメンバーに護衛してもらわねばならないと報告した。その結果、最終的な記事において、どちらが護衛に付くか次第で軍又は過激派に偏った内容になるよう圧力が掛かった。他の報道は割と客観的になる傾向で、ジャーナリストが概してリスクと捉える、より深く掘り下げた分析ではなくむしろ、出来事のみ焦點を当てた。観測筋は、外国人ジャーナリストはより自律的に、様々な争点について記述し、また政府による精査の度合いが低い状況下に身を置かねばならないと認知した。民間のケーブル・チャンネルや衛星チャンネルも、時々自己検閲を行っていると報告した。宗教的冒涇関連法や反アフマディー法では、特定のテーマに関する出版を制限していた。外国の書籍は再版前に政府の検閲に合格する必要があったが、(2015) 年中、書籍が禁止されたという報告はなかった。書籍や雑誌は自由に輸入できたが、好ましくない性的又は宗教的な内容の場合は検閲対象となった。猥褻な書物は政府が広義に定義する分類に当たり、没収対象であった。

政府は民間テレビ・チャンネルに対し、「倫理規範」違反の申し立てがあった場合や、禁止された内容を放送した場合、罰金を科した。最終的な罰金は法的手続及び判決次第で決まるが、初期の罰金は違反 1 件につき 1,000～10,000 ドルの範囲であった。インターメディア (Intermedia) という NGO の報告によると、国営パキスタン・テレビジョン (Pakistan Television) は法律の範疇の下で運営されるわけではなく、放送免許料に対する独占状態の恩恵に与っていた。フリーダム・ハウス (Freedom House) によると、当局は PERMA の規則を使って、免許停止又は免許停止を仄めかす脅迫により、放送メディアを黙らせた。一部の市民社会指導者の報告によると、軍当局が頻繁に、軍の行動に批判的な個別の記事や意見の内容を修正するようにジャーナリストに圧力を掛けた。

名誉毀損法: 閣僚及び国会議員は過去において、名誉毀損関連法を使って、自分達の行動に関する公開討論に対抗していた。

(2015 年) 5 月、PERMA は司法、パキスタン軍又は様々な法執行機関に対する反論と見なされた送信に対する、包括的禁止令を發布した。PERMA は、(2015 年) 5 月 1 日に MQM 党首のアルタフ・フセイン (Altaf Hussain) が行って議論的となった軍批判演説を放送した 14 のニュース・チャンネルへの対応策として、この指令を發布した。

国家安全保障：一部のジャーナリストによると、当局は、政府の政策又は役人を批判する材料の検閲とメディアによるそれらの配信を制限する目的で、国家安全保障保護関連法を引き合いに出した。2015 年の電子メディア（番組及び広告）行動規範には、軍事作戦が続いている地域での報道を制限する条項が盛り込まれた。

非政府の影響：国内全域で、過激派や犯罪分子がジャーナリストやその家族を殺害、誘拐、殴打及び威嚇し、その結果、多数のジャーナリストが報道を自己検閲するようになった。過激派や地方の部族集団が、FATA、KP 及びバローチスタン州での紛争を取り上げた多数の記者を拘留、脅迫、排除又は別の形で妨害した。

インターネットの自由

政府がインターネット・アクセスを制限し、インターネットの使用、電子メール及びインターネット・チャット・ルームを監視しているという報告が複数あった。2012 年に政府は、イスラム的でない、或いは猥褻、或いは国又は軍隊を批判する材料を含め、「許容できない」内容の制限又はブロックを目的とする、体系的な全国規模のコンテンツ監視／フィルタリング・システムを開始した。フリーダム・ハウスによると、政府派そうした制限を、治安目的のために必要であるとして正当化した。また、政府が過激派及び独立支持派のバローチ族のサイトと見なしたサイトを含め、一部のウェブサイトの規制又はブロックを試みたという報告も複数あった。コンテンツ監視を取り巻く透明性と説明責任は低下する傾向にあった。フリーダム・ハウスは 2015 年版の「世界自由レポート」(*Freedom in the World Report*) と題した報告書の中で、政府は内容を理由に 200,000 余りのウェブサイトをブロックしていると主張した。バローチスタン州政府は、複数のジャーナリストが運営する、バローチ族の人権に関するブログへのアクセスをブロックした。政府はバローチ族の複数のウェブサイトを、例えば英語版のバローチ・ハル (*The Baloch Hal*) というウェブサイトや、バローチスタン州を拠点とする新聞、タワール日報 (*Daily Tawar*) 紙のウェブサイトをブロックした。

電子犯罪防止条例 (Prevention of Electronic Crimes Ordinance)、電子取引法 (Electronic Transaction Act) 及び他の法律において、電子媒体及び電子システムの悪用や、他の犯罪における電子データの使用が関係する多数の犯罪に言及している。電子取引法では、死亡者を出す結果に至ったサイバーテロ行為は死刑又は終身刑に処せられるとも規定している。

パキスタン電気通信局 (Pakistan Telecommunications Authority) (PTA) は電気通信の設置、運用及び保守を担当し、また電気通信チャンネル上でのあらゆるコンテンツ放送に対する完全な統制権を有する。2011 年の PTA では仮想プライベート・ネットワーク (VPN) 及びボイス・オーバー・インターネット・プロトコル (VOIP) の使用を禁じていたが、(2015) 年末

時点で VPN と VOIP はいずれもアクセス可能であった。多数のスマートフォンが VPN を内蔵していた。フリーダム・ハウスによると、最も有名なサービスのうちの 2 つ、スポットフラックス (Spoflux) とホットスポット VPN (HotSpot VPN) が 2014 年 1 月にアクセス不能になった。スポットフラックスによると、政府が積極的に同社のサービスをブロックした。政府は後に両方のサービスを回復させた。

(2015) 年中、インターネット・トラフィックに対する制限が複数発生した。政府はユーチューブへのアクセスを (2012 年から) ブロックし続け、また他の複数のソーシャル・メディア・ウェブサイトへのアクセスを制限した。

フリーダム・ハウスの指摘によると、著名人がますます、インターネット上で監視されるようになった。(2015 年) 1 月、或る人気歌手がイスラム教伝道者に転身したが、彼のビデオ作品において議論的となった発言がインターネット上で急速に広まった際、宗教的冒涇で告発される事態となった。この伝道者は後に謝罪ビデオを公開したが、圧力の高まりを受け、国を去って英国に行かざるを得なくなった。

NGO とインターネットの自由に関する連絡担当者は引き続き、政府によるインターネット上での監視が懸念であり、監視ソフトウェアを使用している兆候があると報告した。

インターネットの利用は限られていた。人口約 1 億 9,900 万人のうち、インターネット加入者は約 1,700 万人で、何らかのインターネット・アクセス手段を持っているのは推定 3,000 万人であった。ブロードバンド普及率はまだ非常に低く、わずか 5.12% であった。

学問の自由と文化的行事

政府は概して学問の自由を制限しなかった。しかし、一部の大学では、政党と繋がっていることの多い学生団体所属者が、学生仲間の学問の自由を制限する不寛容又は不当な影響力の雰囲気を助長していた。

公立学校に加え、5 つの主要な統轄団体の監督下に置かれる大規模なマドラサ (イスラム教聖職者が運営する私立学校) のネットワークが存在した。これらの学校はカリキュラムが多様で、イスラム教の教科書を重視していた。

美術展又は他の音楽活動や文化的活動に、軽微ではあるが政府が干渉した。文化省 (Ministry of Culture) は中央映画検閲委員会 (Central Board of Film Censors) を運営し、同委員会は性的内容及びその他、インドの英雄、指導者、或いは外国の有名な軍人を賛美する内容、そして

国内の映画を下見し、検閲した。

b 平和的集会及び結社の自由

憲法及び法律では集会の自由と結社の自由を規定しているが、これらの自由は制限されがちであった。

集会の自由

法律により、県当局は警察の許可のない5名以上の集会を阻止することができる。法律では政府があらゆる集会及び行列を、葬儀行列を除き、治安上の理由により禁止することを認めている。

当局は概して、宗教的少数派であるアフマディー派が会議又は集会を開くことを禁じた。

様々な抗議活動、ストライキ及びデモが、平和であれ暴力的であれ、国内全域で行われた。政府は、政党であるパキスタン・テフreek・エ・インサーフ (Pakistan Tehreek- e-Insaaf) (PTI) からの、(2015 年) 10 月 4 日にイスラマバードでデモを行う旨の要請を、市内の危険区域内でのあらゆる集会を制限する治安規制を引き合いに出して拒否した。

結社の自由

憲法では結社の自由を規定しているが、法律により課せられる一定の制限が前提であった。国は国際 NGO (INGO) に適用される新規制の実施を開始した。観測筋は、この政策の一部の側面が潜在的に、INGO の活動空間を縮小させる可能性があると考えた。

(2015 年) 6 月 11 日、政府は INGO のセーブ・ザ・チルドレンに対し、15 日以内に閉鎖し、外国人職員は国外退去するよう命じたが、後にこの決定を撤回した。(2015 年) 7 月、政府は INGO 登録の権能が財務省の経済問題部から内務省へ移行することになり、全ての INGO がオンライン登録システム経由で再登録する必要があると発表した。(2015) 年末時点で、政府が INGO 登録を棄却した例はまだなかった。(2015 年) 10 月、政府は INGO の登録及び活動に適用される新政策を発表した。これらの政策には、「政治活動」及び「反国家活動」に INGO が参加することの禁止が含まれたが、政府はこれらの用語を定義せず、また INGO に対する苦情の仲裁を担当することになる機関を提示しなかった。多数の INGO が、当局がこれらの禁止規定を使って、統治又は人権の唱導に関連する事業に関する仕事を抑圧するのではないか、という懸念を表明した。政府によると、新たな政策及び登録プロセスは、国内及び国際

の NGO に対する監視体制の改善、それらの仕事に適用される規制の明瞭化、そしてそれらを支援する外国からの資金提供の追跡の改善を目的に、必要であった。INGO は依然、外国人職員の査証取得や、国内移動時の「異議なし証明書」(NOC) の取得に際し、様々な課題に直面した。

c 信教の自由

以下の URL で公開されている米国国務省の「世界の信教の自由に関する報告書(International Religious Freedom Report)」を参照のこと。

www.state.gov/religiousfreedomreport/

d 移動の自由、国内避難民、難民の保護及び無国籍者

法律では国内移動の自由と、制約されない海外渡航、移住及び帰還を規定しているが、政府はこれらの権利を制限した。

政府は国内避難民、難民、帰還難民、亡命希望者及び他の関心対象者への保護と支援の提供に際し、国連難民高等弁務官事務所 (UNHCR) 及び他の複数の人道支援機関と協力した。

国内移動：FATA、KP 及びバローチスタン州の一部の地域へのアクセスに対する政府による制限は、大抵は治安上の懸念によるものであったが、移動の自由を阻害した。政府は、「慎重を期すべき地域」と政府が指定する地域への移動について、NOC を要求した。

海外渡航：法律ではイスラエルへの渡航を禁じ、またパキスタンのパスポートには「イスラエルを除く全ての国々を対象として有効である」と記載されている。政府職員及び学生は、国外へ渡航する前に、政府から NOC を取得しなければならない。当局はほとんど、この要件を学生には強制しなかった。

政府は出国規制リスト (Exit Control List) (ECL) に記載された人々の出国を禁じた。このリストの表向きの目的は、「反国家活動、テロ行為、又は禁止された組織と関係のある人物、並びに上級裁判所の命令書に記載された人物」の出国を防ぐことであった。リストに記載された人々は、裁判所に自分の名前の削除を求めて裁判所に上訴する権利を有していた。

(2015 年) 8 月、そして 9 月に再び、政府は、約 5,000 名の名前を ECL から削除する意向を発表した。報告によると、内務大臣はこのリストに人々を追記するための、或いは人々をリストに記載された状態に保つためのプロセスが乱用されてきた過去の歴史を、リストの調整

の根拠に挙げた。内務大臣は、「今後は、人々は国防機関、諜報機関、高等裁判所、及び最高裁判所からの勧告に基づく場合に限り、ECL に記載されることになる」と述べた。内務大臣はさらに、リストに加えられた人々は 1 か月間の、「包含が誤りであることを証明する」猶予を与えられると発表した。

国内避難民 (IDPs)

自然災害と紛争の双方が、国内避難民を生み出す結果となった。国家災害管理局 (National Disaster Management Authority) の報告によると、(2015) 年中、約 150 万名が、全国にまたがって発生したモンスーン洪水が原因で避難民となった。

多数の避難民の発生は、KP と FATA における過激派の活動や軍事作戦の結果でもあった。推定では紛争の影響を受けた人々のうち 160 万名が 2013 年と 2014 年に帰宅したが、(2015) 年初の段階で、160 万名の国内避難民 (IDP) が依然、ホスト・コミュニティと一緒に、又は賃貸収容施設、又はキャンプで生活していた。政府は UNHCR や UNICEF など国連機関と共同で、紛争の影響を受けた人々の支援と保護、そしてこれらの人々の帰宅支援に取り組んだ。国内避難民監視センター (Internal Displacement Monitoring Center) によると、一部の区域では IDP 人口の推定 50% が 5 年以上にわたり避難状態にあった。複数の IDP 集団が、ラホールやカラチなど主要都市以外で非公式の集落に定住していた。都市当局はイスラマバード及びムザファラバード (Muzaffarabad) で IDP を強制退去させ、そしてブルドーザーで集落を破壊し、土地の権利を地主に回復させた。

FATA 災害管理局 (Disaster Management Authority) によると、北ワジリスタン・エージェンシー (Waziristan Agency) での軍事作戦により約 72,000 世帯が避難民となり、またカイバル・エージェンシーでのカイバル 1 作戦によってさらに 38,000 世帯が避難民となった。

IDP の数は過激派の活動や軍事作戦を背景に変動した。紛争が原因で避難民となった人々は、概してホストファミリーと一緒に、又は賃貸収容施設で、又はさほど多くはないが、キャンプで暮らしていた。

13,000 名余りの未登録 IDP が、(2015 年) 3 月から 9 月にかけて帰宅した。カイバル・エージェンシー政治行政局 (Political Administration Khyber Agency) によると、1,536 世帯の未登録母子家庭がこれらの帰還者に含まれた。全帰還者のうち約 21% が母子家庭であった。(2015 年) 9 月 10 日、バラ・カイバル・エージェンシー (Bara Khyber Agency) のカマル・クヘル部族が関係する帰還が、残っていた 7,073 世帯から始まったが、うち 500 世帯はジャロザイ (Jalozai) キャンプ内に居住していた。推定で 1,023 世帯のカマル・クヘル部族が既に、他

の部族と一緒に帰還していた。オラクザイ・エージェンシー (Orakzai Agency) の南部及び州部のテシル (行政単位) から来てトフ・セライ (Togh Serai) キャンプで暮らしていた 700 世帯余りが、(2015 年) 9 月 30 日までに帰還した。クッラム (Kurram) 北部のキャンプ外で暮らしていた 4,500 世帯余りが、(2015 年) 9 月 30 日までに帰還した。

(2015 年) 9 月 3 日時点で、国連人道問題調整官事務所の報告によると、215,313 世帯が FATA 外で依然、避難民の状態であった。平均世帯規模は 6 人家族で、政府当局に登録済みの 86,861 世帯が既に帰宅した。政府筋によると、約 987 世帯が南ワジリスタンの 11 の村に帰還し、これに未登録の 313 世帯が含まれた。カイバルへの帰還が続いた一方、当局はさらなる通知があるまで、北ワジリスタンへの帰還を延期した。

政府は、軍事作戦によって避難民となった人々を支援していた人道支援機関に対し、FATA 内のモフマンド (Mohmand) エージェンシーとクッラム・エージェンシーに出入りする場合は NOC を申請するよう要求した。複数の人道支援機関や NGO によると、NOC 申請プロセスは面倒であった。政府は、人道支援機関がアクセスや治安に関する懸念を提起したにも関わらず、FATA において軍事作戦が行われている複数のエージェンシーの域内及び周辺に IDP キャンプを維持した。キャンプ内で支援を提供していた人道支援機関の労働者は、FATA への移動時や FATA 内での移動時に危険に曝された。国連機関はキャンプ及び影響を受けた区域へのアクセスを、主に地元 NGO 経由で維持した。

非自発的帰還の報告はなかった。政府当局は公式に障害のなくなった区域への IDP の帰還を奨励したが、避難民世帯の大部分は帰宅できなかったか、又は帰宅を望まなかった。その背景には、多数の世帯が不十分と捉えた帰還者への補償と支援、不安定な状況の持続、そして損傷した住宅があった。避難後、IDP は予防接種を受け、多数の児童が 5 年ぶりに接種を受けた。国と救済機関はポリオを特に重視し、それはタリバンが課した予防接種禁止を背景に、多数の IDP 児童がポリオに罹りやすくなっていたためであった。多数の世帯が定期的に医療を受けられるよう、帰宅を遅らせた。帰宅を望まない、又は帰宅できない IDP について、政府は UNHCR 及び他の複数の国際機関と支援を調整した。世界食糧計画は紛争によって避難民となった IDP に給食を配布し、また出身地域に戻った IDP にも 6 か月乃至 9 か月間、給食の支給を続けた。

難民の保護

庇護へのアクセス：庇護又は難民地位を規定する法制はない。パキスタンには難民や移住を管理するための法律上及び規制上の枠組がない。法律では亡命希望者及び難民を、不法入国及び不法滞在に関する規定から除外しているわけではなく、政府はほとんどの場合、登録さ

れた難民が生命又は自由を脅かされることになる予想される国々へ強制退去又は非自発的に帰還させられることを防ぐよう、保護を提供した。パキスタンはアフガン人難民の管理に際し、UNHCR と協力した。自発的帰還のペースは 2014 と 2015 年に高まり、その背景には（2015 年）12 月 31 日に迫った登録証明（PoR）カードの失効（（2015）年末時点で暫定的に延長された）や、NAP の下での法律失効の厳格化により、難民が難民キャンプ外で教育、生計及び住宅へアクセスすることが頻繁に複雑化したという状況があった。

（2015）年中、クエッタとペシャワールで 2 つの自発的帰還センターが運営されていた。内閣難民委員会（Ministerial Committee on Refugees）は、未登録アフガン人の文書化措置と、彼らに身分証明書を提供するための措置を採択した。政府はアフガン人難民にパキスタン市民権を付与しない。

2013 年の閣議決定により、PoR カード（登録難民が所持し、国内に合法的に残留することを可能にする公文書）の有効期限が（2015 年）12 月 31 日まで延長され、またパキスタン政府、アフガニスタン政府及び UNHCR との間での、難民問題の協議を解決に向けた三者協定が更新された。（2015 年）1 月時点で、所持しているカードが失効してしまったアフガン人は、UNHCR の関心対象者と見なされなくなった。パキスタンは（2015 年）12 月 30 日、150 万名のアフガン人の PoR カードの暫定的延長を発表した。UNHCR と複数の難民関連 NGO が、アフガン人難民は PoR カードが正式に延長されていないと、地元法執行機関による逮捕、嫌がらせ、及び拘留の危険性が高まる可能性があるという懸念を表明した。

政府は概して、PoR カードを所持しているアフガン人の強制帰還を自制し、また（2015）年中、UNHCR は PoR カード所持者の本国送還の報告を 17 件しか受けておらず、これらの人々は報告によると最初の本国送還後にパキスタンに戻り、家庭に復帰したとのことであった。

（2015 年）9 月時点で、国際移民機関は、未登録アフガン人 9,295 名の本国送還を記録していた。それとは別に 79,105 名の不法滞在移民が、（2015 年）1 月から 9 月にかけて自発的にアフガニスタンへ帰還した。帰還レベルは引き続き以前の数年間より高く、（2015 年）8 月に 4,003 名が帰還したが、因みに 2014 年 8 月の帰還者は 2,515 名であった。政府と複数の人道支援パートナーの間で依然、治安情勢の悪化や景気低迷を背景に、帰還者のアフガニスタンでのホスト・コミュニティへの長期にわたる再統合に関して懸念が残った。

登録済みアフガン人の 3 分の 1 近くが、22 の難民村のうち 1 つで暮らしていた。残る 3 分の 2 は、農村部か都市部かを問わず、ホスト・コミュニティで暮らしていた。

難民に対する虐待：警察が難民に賄賂を要求するという事例が多かった。諜報機関員が難民に嫌がらせを行っていたという目撃談が複数あった。

難民は地元コミュニティからの社会的差別に直面し、地元コミュニティの人々は経済的競争を不快に思い、また難民を、高い犯罪率やテロ行為を理由に非難した。独身女性、母子家庭、そして路上で働く児童は特に、虐待や人身売買の被害者になりやすかった。カイバル・パクトゥンクワ州をはじめ全国的に、州当局者はアフガン人「難民」の存在を、PoR カード所持者、移民、一時訪問者を区別することなく、主要都市における法と秩序の悪化の原因であるとした。2014 年 12 月にペシャワール陸軍公立学校で起こった、犠牲者 150 名のほとんどを児童が占める結果をもたらしたテロ攻撃を理由に、一般市民がアフガン人難民を非難するようになったため、難民のための庇護空間が全国的に狭まる状況に至った。こうした背景の中、複数の政治家が PoR カードの延長に反対する発言を行い、アフガン人難民の強制キャンプ送致又は本国送還を要求した。

雇用：難民は合法的に働くことはできなかったが、多数の難民が日雇い労働者として、又は非公式市場で働いていた。地方の雇用主は非公式労働市場で難民を低賃金、或いは無給で搾取することが多かった。女性と児童は特に立場が弱く、低賃金や望ましくない仕事を受け入れた。

基本的サービスの利用：アフガン人難民は警察や裁判所のサービスを利用することができたが、一部は、特に貧困層が、そうすることを恐れた。UNHCR と、政府が運営するアフガン人難民「委員会」(Commissionerate) の両方に登録済みの難民はだれでも、理論上は、適切な書類を提出すれば公共教育施設に受け入れてもらえた。実際には、学校へのアクセスは、校長が判断する利用可能空間が基本となり、また登録済みアフガン人のほとんどが私立のアフガン人学校又は国際コミュニティから後援される学校に通った。アフガン人難民は、差別を受けることなく、全ての国営保健施設で保健サービスを受けた。難民が国籍を理由に保健施設へのアクセスを拒否されたという報告はなかった。多くの場合、地元政府が、アフガン人難民が利用できる権利とサービスを判断した。

私立のアフガン人学校は、外国からの支援を通じて資金提供を受ける学校を含め、多数あったが、アフガン人児童は通常、パキスタンの小学校に通うことができなかった。年長の生徒は、特に難民村の女子が依然、教育へのアクセスが困難な状況であった。パキスタンで育ったアフガン人は、大学に進学するには学生査証が必要であったが、学生査証の受給資格は本人の PoR カード基本であった。アフガン人学生はパキスタンの公立及び私立のカレッジ及び大学への入学を希望する資格があり、政府は公立のカレッジ及び大学で 7,000 名のアフガン人学生に奨学金を支給した。

恒久的解決策：「被災難民・住宅供給区域」(Refugee Affected and Hosting Areas) というプロ

グラムは、難民人口を受け入れる貧しいパキスタン人コミュニティ向けの支援強化を追求するものである。これは政府、国連及び実施パートナーとの間での、国連アフガン人難民解決戦略 (UN Solutions Strategy for Afghan Refugees) の枠組の下での合同イニシアティブである。これは 2009 年に始まり、政府は 2013 年にこのイニシアティブを全国に拡大した。

政府は諸外国からの再定住目的での難民を受け入れず、地元への融合を推進しなかった。政府には難民地位又は庇護を与えるための制度がなかった一方、政府は概して庇護証明書又は難民カードを UNHCR から付与された外国人の強制帰還を差し控え、UNHCR は政府の手続がない状況で難民地位を決定する責任を負っていた。

無国籍者

無国籍者が依然として問題であった。無国籍者に関する国内法制はなく、政府は無国籍者の存在を認めていない。複数の国際機関及び国内機関の推定によると、1947 年のインドとパキスタンの分断、そして 1971 年のパキスタンとバングラデシュの分断の結果、おそらく数千名の無国籍者がいた。

第 3 節 政治的プロセスへの参加の自由

憲法では市民に、普遍的かつ平等な参政権に基づく自由かつ公正な定期的選挙において、自分達の政府を選ぶ能力を与えており、市民は概してこの権利を行使した。ギルギット・バルティスタン州、AJK 及び FATA は、国内の他地域と政治制度が異なる。FATA は国民議会に代表者を出しているが、ギルギット・バルティスタン州と AJK の代表者はいない。

国民議会に代表者がいるものの、FATA の住民は部族地域に関する連邦の決定に対する発言権がなく、FATA における権限は大統領に委ねられる。部族住民は地元政府を変える権利がなく、それは選挙で選ばれるわけではない文民官僚が名目上、2011 年に改正された 1901 年辺境犯罪規制の下で部族エージェンシーを運営しているからである。国内の他の州は地元代表者を選挙で選んだものの、FATA では地方政府選挙が実施されなかった。FATA で選出された評議会は、部族地域内で地元代表者を出すよう設置されるが、部族地域を統治する積極的役割を担うわけではなかった。2002 年の政党令 (Political Parties Order) が 2011 年に部族地域にまで拡大されたことを通じ、政府は諸正当が FATA で自由に活動することを認めた。政治観測筋はこの政令を、部族エージェンシーにおける、より成熟した政治制度の基盤を形成するものとして評価し、また内部では FATA が KP 州に統合されて行政が正常化される可能性を巡る議論が多少交わされた。2013 年の国政選挙において、軍事作戦が頻発していた一部の部族エージェンシーでは投票率が低かった。一部の IDP が、治安上の懸念を背景に、投票

に出向くことが困難であった。

AJK は暫定憲法、選挙で選ばれる一院制議会、首相、そして議会から選ばれる大統領を有する。AJK 住民は選挙を通じて政府を選ぶことができ、概してこの能力を行使したが、連邦政府が AJK 政府とその選挙政策の構造を統制し、影響を及ぼした。軍も政策と統治における指導的役割を保持した。当局は AJK がパキスタンに加入することを支持しない人々を政治プロセス、政府雇用、及び教育機関から締め出した。

選挙及び政治的な参加

最近行われた選挙：2013 年にパキスタンは国政選挙を実施し、その結果、PML-N が過半数を占める、ナワーズ・シャリーフ首相率いる政権が誕生した。2013 年、ムムヌーン・フセインがアシフ・アリ・ザルダリに代わり大統領に就任した。

2013 年の選挙について、パキスタン選挙委員会（Election Commission of Pakistan）（ECP）は約 43,000 の国内監視団を認定し、その大部分は自由・公正選挙ネットワーク（Free and Fair Election Network）所属者であった。EU、デモクラシー・インターナショナル（Democracy International）、オーラット財団（Aurat Foundation）及び国家民主主義研究所（National Democratic Institute）が、多数の選挙監視団に含まれた。政府は全ての既存政党が選挙で争うことを認めた。一部がボイコットしたものの、複数の大手政党が参加した。選挙監視団は概してこの選挙を、テロリストによる暴力や多少の手續上の問題はあったものの、成功であったと評価した。投票率は高く、選挙委員会委員長は当初、適格な有権者の 60%が選挙に参加したと主張した。国際選挙制度財団（International Foundation for Electoral Systems）の報告によると投票率は 54%で、またギャラップ・パキスタン（Gallup Pakistan）は投票率を 55%とした。複数の政治アナリストが、女性と若者の参加が増えたことを、高い投票率の要因であったと評価した。この選挙は民主主義的節目となり、1947 年の独立以来初めて、選挙で選ばれた政権が平和的に 5 年間の任期を終え、権限を次の文民政権に移譲した。概ね自由かつ公正と判断された一方、一部の独立系観測筋と政党が、選挙における多少の非正規性について懸念を提起した。或る県（デラ・イズマイル・カーン）で、治安を理由に投票が延期された。

国際選挙制度財団は、選挙結果に対する異議申し立ての正式な裁定が弱いことと、高等裁判所が訴訟の大部分において法律で規定された裁定期限の遵守を怠っているという点を指摘した。

2013 年の選挙期間中、投票や候補者の関連資料における非正規性が申し立てられた結果、ECP によって設置された選挙仲裁機関は、パンジャブ州内の 3 つの選挙区から、国会議長や鉄道

大臣を含む複数の議員を排除した。仲裁機関は、これら 3 つの選挙区全てにおいて、補欠選挙又は再投票を実施するよう命じた。議長は（2015 年）10 月の地元県での補欠選挙で再び当選した。鉄道大臣は最高裁判所での上訴審の結果を待つ間、留任し、ECP は 3 つ目の県の補欠選挙を（2015 年）12 月 23 日に組んだ結果、現職が落選した。

複数の NGO が、KP 州ディル（Dir）県の複数の地元指導者について、学歴詐称による元職の資格剥奪後の後任国民議会議員補欠選挙で女性の投票を認めなかったとの理由で非難した。この補欠選挙は無効と宣言され、女性はその後の再投票で投票した。

バローチスタン州は地方選挙を（2015 年）1 月に、KP 州は（2015 年）5 月に終えた。バローチスタン州では（2015 年）1 月の平和的投票により、2 年間に及んだ地方政府選挙が完了し、長期間の遅延が際立った。パンジャブ州とシンド州は 10 年ぶりの地方選挙を（2015 年）10 月、11 月、そして 12 月の 3 段階に分けて実施した。独立系監視団が ECP の投票管理能力の問題を特定したが、体系的干渉の証拠は見当たらなかった。イスラマバード首都圏（Islamabad Capital Territory）（ICT）は史上初の地方選挙を（2015 年）11 月 30 日に実施した。

政党及び政治的な参加：政党に対する制限はほとんどなかった。ほとんどの地域で、政党結成、選挙運動、投票の呼び掛け、又は見解の公表を行う権利に対する干渉はなかった。しかし、バローチスタン州において、治安機関や分離主義者集団がバローチスタン国民党（Balochistan National Party）やバローチスタン学生機構（Balochistan Student Organization）など地元政党に嫌がらせを行ったという報告が複数あった。

女性及びマイノリティーの参加：女性の投票を禁ずる法律はない一方、部族地域や農村部における文化的及び伝統的な障壁が一部の女性にとって投票の妨げとなった。当局は選挙で選ばれる機関における最低限の女性の存在を保証すべく、割り当てを幅広く使用した。国民議会では 60 議席が女性向けに用意される。当局はこれらの議席を、選挙で争った各政党の候補者の総得票数に基づいて配分した。当局は州議会において 758 議席中 129 議席を、また地方議会では全議席の 3 分の 1 を女性向けに用意した。女性は政党党员として積極的に参加したが、女性派閥を除き、党内で指導者の地位を必ずしも首尾よく確保するとは限らなかった。複数の女性が連邦閣僚入りし、例としてアヌシャ・レーマン・カーン（Anusha Rehman Khan）情報技術・電気通信大臣、サイラ・アフザル・タラル（Saira Afzal Tarar）保健サービス・規制・調整担当大臣が挙げられる。

政府は有権者に対し、投票登録時に自分の宗教を提示するよう要求し、またアフマディー派の人々には非イスラム教徒であると申告するよう要求している。アフマディー派は自分達をイスラム教徒であると考えていることから、多数の人々が、要求に従わなければ投票するこ

とができなかった。

憲法では上院の 4 議席を、4 州それぞれ 1 議席ずつ、政府が「非イスラム教徒」と定義する宗教的少数派の議席として用意している。これらの議席は州議会で実施される間接選挙を通じて埋められる。国民議会では 10 議席が宗教的少数派の議席として用意される。当局はこれらの議席を、議会でのそれぞれの獲得議席割合に基づいて配分した。少数派は州議会で 23 議席を用意され、パンジャブ州で 8 議席、シンド州で 9 議席、KP で 3 議席、そしてバローチスタン州で 3 議席であった。

女性と少数派は予約されていない議席を争うことができる。

第 4 節 汚職及び政府内の透明性の欠如

法律では当局者の汚職に対する刑事罰を規定しているが、政府は法律を効果的に実施せず、当局者は頻繁に汚職慣行に関与した。汚職は政界と政府に蔓延し、様々な政治家や公職者が贈収賄、強要、依怙冐肩、縁故主義、利益供与、不正利得及び横領を含め、汚職疑惑に直面した。

汚職：警察の下級レベル内での汚職は日常茶飯事であった。2014 年 4 月にトランスペアレンシー・インターナショナル（Transparency International）が公表した報告書では、汚職の主な原因は説明責任の欠如と低給であると主張した。一部の警察が、真正な訴状の登録に手数料を課金し、また偽の訴状を登録する場合は賄賂を受け取った。告訴を避けるための賄賂が当たり前であった。

司法制度における汚職に関する事例報告が、裁判所職員から請求される少額の融通料の報告を含め、根強く残った。報告によると下級裁判所が依然として腐敗し、非効率的で、上級裁判官はもとより、著名人、富裕層、宗教上の重要人物、そして有力政治家からも圧力を受けやすかった。

国家説明責任局（NAB）は最高レベルの汚職対策機関の役割を果たし、意識高揚、防止及び執行を通じた汚職撲滅を委ねられている。NAB は、政治家及び政府当局者を対象とした、世間の注目を集めた一連の汚職調査を開始した。（2015 年）12 月時点で、ザルダリ元大統領に対する 5 件の訴訟のうち 1 件が NAB で係争中であったが、他の 4 件は棄却されていた。複数の報告が示唆するところ、（2015 年）12 月、当局は、注目を集めた汚職スキャンダルへの関与疑惑に関する捜査を受けていた NAB 局長を、その後復職させた。

2007 年国家調停条例（National Reconciliation Ordinance）では、1986 年から 1999 年かけて汚職、横領、マネー・ロンダリング、殺人及びテロ行為で告発された公務員について、恩赦機構を規定している、2009 年に最高裁判所はこの条例を無効と宣言し、そして大統領、閣僚及び国会議員を含め、恩赦を受けた人々に対する 8,000 件の訴訟を全て再開した。

KP の説明責任（ehtesab）委員会は 2014 年 1 月に創設されていたが、(2015) 年中に活動を開始し、約 25 名について、州内での汚職疑惑に関する捜査及び逮捕を行った。当局は 2013 年パクトゥンクワ公務員権利法（Pakhtunkhwa Right to Public Services Act）を、州内での公務員の職務遂行を監視するための仕組みとして制定した。この措置と併せて、当局は規定の期間内に当人に期待された公共サービスを提供することを怠った公務員を、罰金を含む懲戒手続及び処罰の対象とした。

資産公開：公務員及び選挙で選ばれる公職者の資産と負債の開示に関する法律が多数ある。法律により、国会議員、公務員及び閣僚は、自分の資産はもとより、配偶者及び被扶養児童の資産と負債も申告しなければならない。この情報の開示を怠ると、10 年間の公職資格剥奪に繋がる可能性がある。対照的に、政府首脳は所得及び資産の申告を要求されない。裁判官、将校及び高級官僚の資産は一般市民から隠れることが多かった。

1973 年効率・規律規則（Efficiency and Disciplinary Rules）の下、当局者は汚職又は不正財務で告発された場合、調査を受けなければならない。調査の結果、不正が認められた場合、告発された当局者は国家説明責任条例の下で告訴されることになる。この条例の下、汚職で有罪判決を受けた者は、14 年以下の懲役、罰金又は両方を科せられる。政府は汚職手段によって獲得された金銭、財産又は他の資産を全て没収することができる。

人民代表法（Representation of People Act）によると、政党及び政治家は年次財務会計報告書を提出し、資産と負債を申告しなければならない。この規定は十分に実施されず、弁護士からも無視されることが多かった。政党と政治家が自分の財務情報を公開することの検証は ECP の責務であり、ECP は（2015 年）1 月、国会議員の資産一覧を公表した。

情報の一般公開：法律では如何なる市民でも、閣僚、部門、委員会、評議会、裁判所及び仲裁機関を含め、連邦政府の公共機関が保有する公共記録を閲覧することを認めている。これは国営企業又は州政府には適用されない。法律の対象機関は情報公開請求を受けた場合、21 日以内に対応しなければならない。規制では特定の記録の一般公開を制限しており、例として機密文書、法執行訴訟又は任意の個人にとって有害と見なされる記録、或いは国家の経済又は利益に重大な損害を引き起こすと予想される記録が挙げられる。複数の NGO が条例について、適用免除分類が多すぎることと、積極的開示を奨励しないことを批判した。

第5節 国内における人権侵害の有無に関して国際組織及び非政府組織が実施する現地調査に対する同国政府の姿勢

様々な国内及び国際的な人権団体が、概して政府から制限されずに活動し、人権事件を調査して所見を公表していた。政府、又は軍隊又は諜報機関が不正を行っていることを示唆した団体、或いは IDP や紛争地域に関連する争点に取り組む団体が、自分達の活動が時々制限されたと報告した。KP、FATA 及びバローチスターン州の一部の地域にアクセスできた NGO はごくわずかであった。国際機関職員は査証や国内移動時の NOC の発給遅延に直面した。

政府は INGO 向けの新たな指針も公表した（第2節 b 項参照）。これらの規制には「反国家活動」又は「政治活動」への INGO の関与を禁ずる規定が含まれる。一部の市民社会主体が、この表現は統治支援又は人権擁護などの正当な活動を制限する目的で悪用されるおそれがあるという懸念を表明した。今のところ、或る INGO がこの規制に違反したと政府が認定した事例の報告はない。

治安上の脅威は NGO 労働者にとって問題で、また女性の権利を促進する団体は、特有の課題に直面した。

政府の人権団体：上院及び国民議会の「法律・司法・少数派権利常任委員会」（Standing Committees on Law, Justice, Minorities, and Human Rights）は、名誉犯罪、宗教的冒涇関連での警察による虐待、及びフドゥード条例を含め、一連の人権問題に関する公聴会を開いた。同委員会はそうした問題に対する一般市民の意識高揚に役立つ場の役割を果たしたが、結論は概して現行政府の政策に沿ったものであった。同委員会は広範な監督者としての領域をほとんど出なかった。2012 年国家人権委員会法案（National Commission for Human Rights Bill）において、独立的委員会、即ち国家人権委員会の創設が認められ、政府は（2015 年）5 月に同委員会を創設した。

複数の市民社会団体が新政府に対し、人権を担当する独立的省庁の再創設を働き掛けたが、これは（2015）年中に実現しなかった。

（2015 年）5 月、政府は初の国家人権委員会を創設した。

第6節 差別、社会的虐待及び人身売買

憲法では全ての市民の平等を規定し、また幅広く、人種、宗教、カースト、住居又は出身地

に基づく差別を禁じているが、これらの要因それぞれに基づく、政府や社会からの重大な差別が発生していた。

女性

強姦及びドメスティック・バイオレンス：強姦は刑事犯罪であり、処罰の範囲は 10 年乃至 25 年の懲役と罰金から、死刑にまで及ぶ。集団強姦に対する処罰は死刑又は終身刑であるが、実際に発生した事件での量刑はさほど重くないことが多かった。強姦は頻発したが、訴追は希であった。2014 年に内務省が上院に提出したデータによると、以前の数年間に国内で強姦の有罪判決は皆無であった。報道によると、強姦の有罪判決が少なくとも 1 件、(2015 年) 10 月に下され、報告によると被告は懲役 12 年を言い渡された。配偶者強姦は犯罪でない。

以前の数年間同様、政府は 2006 年女性保護法 (Women's Protection Act) を効果的に執行しなかった。同法では強姦事件をイスラム教法廷ではなく、刑事管轄権の下に置いた。法律により、警察は、民事裁判所裁判官の同意がない限り、女性被害者を警察署で夜通し、逮捕又は拘留することを認められない。法律では訴状を治安判事裁判所に直接提出するよう要求しており、訴状は凶悪犯罪を担当する第一審法廷で審理される。被害者の供述を記録した後、治安判事裁判所の裁判官は訴状を公式に提起し、その後、警察は逮捕を行うことができる。この手続は警察や社会による虐待を排除する意図があったが、複数の NGO の報告によると、それが裁判所との間を移動する余裕のない強姦被害者にとって、別の障壁を生み出した。強姦は著しく過少報告の犯罪であった。

強姦に関して信頼性のある全国、州又は地方の統計はなく、これは箇所報告と、集中型の法執行データ収集システムがないことが原因であった。オーラット財団の報告によると、2014 年に 1,515 名の女性が強姦され、内訳はパンジャブ州で 1,408 件、シンド州で 85 件、KP で 5 件、バローチスタン州で 4 件、そしてイスラマバード首都圏で 13 件であった。

オーラット財団及び他の情報筋によると、強姦が通報されても訴追は希であった。警察及び複数の NGO の報告によると、他の種類の紛争に巻き込まれた人々が虚偽の強姦告訴を提起し、その影響で警察が正当な事件を特定し、訴追を進める能力が低減されてしまう。複数の NGO によると、警察は時々、強姦事件に加担した例もあった。複数の NGO がさらに、警察は時々、被害者を虐待又は脅迫し、告訴の取り下げを要求する場合もあり、特に、警察が被疑者から賄賂を受け取った場合や、或いは加害者がコミュニティの有力な指導者であった場合がそうであった、と申し立てた。一部の警察が、強姦告訴を登録する前に被害者に賄賂を要求し、捜査がうわべだけになってしまうこともあった。強姦後の医学的試験の使用が(2015) 年中に増えた一方、多くの場合、医療従事者が十分な訓練を受けていない、又は機器が不十

分であったため、訴追が一層複雑になった。

強姦の告発は大抵、超法規的措置を用いて解決された例が多く、つまり、被害者は加害者と無理矢理結婚させられた。

2010 年、FSC は女性保護法におけるいくつかの条項について、イスラム的でなく、違憲であると宣言した。この裁定は、1979 年フドゥード条例の一部の規定を復活させ、不貞事件及び虚偽の不貞告発事件における FSC の管轄権の拡大を追求するものであった。これらの規定の復活により、強姦被害女性に対する不貞告訴の再導入が可能となった。2011 年、連邦政府は FSC の決定を最高裁判所に上訴したが、(2015) 年末時点で最高裁判所は聴聞日をまだ決めていなかった。2013 年、議会及び首相の諮問機関である非政府のイスラム・イデオロギー評議会 (Council of Islamic Ideology) は女性保護法を、コーランとシャリアの精神に反するとして拒絶した。

蔓延していたドメスティック・バイオレンスを禁ずる、特定の連邦法はない。報告によると、夫が妻を殴打し、場合によっては殺害してしまうこともあった。他にドメスティック・バイオレンスの形態の例として拷問、身体的外見損失、そして女性の頭部からの眉や頭髮の剃り落としが挙げられる。姻族が息子の妻に虐待や嫌がらせを働いた。花嫁持参金や他の家族絡みの争いの結果、死に至る、或いは火傷又は酸による外観損失に至る例もあった。

2014 年、バローチスターン州議会はドメスティック・バイオレンス (防止及び保護) 法案 (Domestic Violence (Prevention and Protection) Bill) を可決し、これは既に刑法の対象である身体的虐待に加え、多様な形態のドメスティック・バイオレンスを犯罪とするものである。この法制により、バローチスターンではドメスティック・バイオレンス法制が、2013 年にシンド州議会在が制定した法制と同様の法制となった。

女性は虐待を通報しようとする、と、深刻な課題に直面した。警察や裁判官は時々、ドメスティック・バイオレンスを家庭問題と捉え、なかなか措置を講じないこともあった。告訴を提起するどころか、警察は典型的に、当事者に調停を勧めて対応した。当局は日常的、虐待を受けた女性を、虐待の張本人である家族の元へ返した。

性別に基づく暴力や虐待を通報する被害者を容認しない社会規範に対処すべく、政府は、女性が安全に苦情を報告し、告訴を提起することができる、安全な避難場所を提供する、女性警察官が配属される女性警察署を創設した。男性でもこれらの警察署を利用することができた。しかし、これらの女性警察署は職員と機器の不足に苦しんだ。女性警察官の訓練と、男性警察官の文化的先入観の変革も、課題として残された。女性の移動能力に対する制限と、

女性が公の場に現れることに対する社会的圧力を背景に、女性警察センターの活用は限られたが、複数の NGO や当局者の報告によると、利用は増加傾向にあり、センターの増設が必要とのことであった。まだ多数の女性がセンターを知らず、もっと教育が必要であった。

政府は、虐待被害女性を NGO に付託して支援を依頼する、困窮女性機器管理センター（Crisis Center for Women in Distress）の運営を続けた。政府の資金で運営される「女性のためのシャヒード・ベナジル・ブット・センター」(Shaheed Benazir Bhutto Centers) が全国に 26 箇所あり、法的支援、医学的処置、そして心理カウンセリングを提供した。これらのセンターは、搾取や暴力の被害者となった女性にサービスを提供した。被害者は後に「ダル・ウル・アマン (Dar-ul-Aman)」と呼ばれる避難所に付託され、また州の女性開発部 (Women Development Department) からの資金により、虐待を受けた女性や児童向けの避難所が約 200 箇所設置された。複数の NGO によると、避難所は法的支援又はカウンセリングなど他の支援を提供するわけではなく、たとえ強姦や家庭内虐待の被害者であっても、主に、不貞裁判を待つ身の女性のための中間的な住まいの役割を果たした。

政府のセンターは空間、職員及び資源が不足していた。ダル・ウル・アマンでの状況は国際水準を満たしていなかった。ひどい過密状態で、場合によっては 1 つのトイレを 35 名余りの女性が共有する例もあった。シャワー、洗濯用補給品、又は女性衛生用品など基本的ニーズを満たす避難所はほとんどなかった。一部の避難所は、100 名近い女性に食事を与えるための食料手当を日額 9 ルピー（約 0.09 ドル）しか支給されなかった。

避難所を出た女性が人身売買や売春の被害者になったという報告が多少あった。報告によると、避難所職員が時々、避難所内で女性を差別し、職員は女性が自宅から逃げてきたのであれば、それは本人が評判の悪い女性であったからであると考えた。場合によっては、報告によると、女性が政府運営の避難所で虐待を受けたり、移動を厳しく制限されたり、或いは虐待加害者の元へ帰るよう圧力を掛けられた。(2015 年) 11 月、パンジャブ州政府は予備的な「暴力被害女性センター」(Violence Against Women Center) の試験運用をムルタンで開始し、これは法的、医学的、心理的及び他の支援を提供すると共に、州内の他のセンター向けのモデルの役割を果たすことも期待された。

他の有害な伝統的習慣：時々、女性は様々な種類の社会的な暴力や虐待、例えば名誉殺人、強制結婚、強制隔離の被害者となり、部族紛争の和解手段として使われることもあった。夫や男性家族が女性を家財道具のように扱うという例も複数あった。

名誉殺人に関する 2004 年の法律と、2011 年反女性的行為防止法 (Prevention of Anti-Women Practices Act) では、伝統的習慣の名目で女性に対して為された行為を犯罪としている。

これらの法律をよそに、報告によると数百名の女性が名誉殺人の被害者となった。事件の多くは報告されず、処罰もされなかった。「カロ・カリ (karo-kari)」又は「シヤー・カリ (siyah kari)」と呼ばれる、或る家族、コミュニティ、部族裁判所又は地方評議会（ジルガ）において、不貞又は他の「名誉犯罪」が発生した場合に起こる、計画的な名誉殺人の習慣が、全国にまたがって続いていた。カロ・カリは「黒い男（カロ）」と「黒い女（カリ）」に由来し、家族の名誉を傷付けた者、又は不貞を働いた者を意味する比喩的表現である。多くの場合、「名誉犯罪」疑惑に関係する男性は殺害されず、逃亡を認められる。

複数の人権団体が、所謂名誉殺人を禁ずる連邦法を、被害者又は被害者の相続人が告訴の取り下げと引き換えの身体的又は金銭的な補償を加害者と交渉することを認めているとの理由で批判した。複数の NGO 指導者が、多数の事例において、被害者の家族、例えば父親又は兄弟が名誉殺人を実行し、新たな後見人又は相続人は兄弟又はいとこであった、つまり、交渉が現実的に無意味であることが多い、とコメントした。

シンド州警察はカロ・カリ相談電話を開設し、カロ・カリ事件を人々が通報するための通話料無料の電話番号をスックル (Sukkur) 県、ゴトキ (Ghotki) 県、カイプル (Khairpur) 県及びナウシャロ・フェロゼ (Nausharo Feroze) 県で利用することができる。名誉犯罪は概して家庭内で発生したため、報告されない例が多かった。警察や複数の NGO の報告によると、報道で取り上げられる機会が増えたことから、法執行当局者は、限られた数ではあるものの、加害者に対して何らかの措置を講じることができるようになった。(2015 年) 2 月の報道によると、カロ・カリとされる或る事件で兄 (又は弟) が妹 (又は姉) を殺害し、一方で事件は警察に登録されたものの、被疑者を逮捕することができなかった。(2015 年) 4 月、警察はムハンマド・シッディク (Muhammad Siddique) とその父親を、息子の妻、シャバナ・ビビ (Shabana Bibi) が許可を求めずに自宅を離れたことを理由に彼女に火を放った容疑で逮捕した。

女性の鼻又は耳を切断する習慣は、特に名誉犯罪と関連があり、頻繁に報告されたが、当局はこの習慣と闘うための措置を講じないことが多かった。

法律で禁止されているものの、花嫁の人身売買の習慣も農村部で続いていた。多数の部族、コミュニティ又は家庭が、近親者以外で男性のいるあらゆる連絡先から女性を差し押さえるという習慣を行っていた。犯罪の償いとして、又は紛争解決手段として女性を譲り渡すこと (別名「バニ (vani)」又は「スワラ (swara)」) は禁止されているにも関わらず、この習慣はパンジャブ州と KP で続いていた。シンド州の農村部では地主世帯が「コーランとの結婚」という習慣を続け、財産分与を避ける目的で女性家族を強制的に未婚のまま留ませた。コーランと結婚した女性の財産は、父親又は長兄の法的支配下に置かれ、そうした女性は 14

歳以上の男性との接触を一切禁じられた。家族はこれらの女性が家に残り、家族以外の誰とも接触しないことを期待した。

2011 年改正反女性的行為防止法では、民事紛争又は刑事紛争の解決手段として女性を花嫁として差し出すこと；女性が動産又は不動産を相続する権利を詐欺的又は違法な手段によって奪うこと；何らかの形で女性を強制的に結婚させること；そして女性とコーランとの結婚を強制、手配又は推進すること（コーランに誓って未婚を維持する又は自分の相続分を請求しないことを女性に強制することを含む）、これらの行為を犯罪とし、処罰を定めている。

2010 年酸規制・酸犯罪慣行防止法案（Acid Control and Acid Crime Practice Bill）では、腐食性物質を使用しての不具化又は殺害を犯罪とし、加害者に対する厳罰を定めている。他の法律同様、これらの措置は FATA と PATA には適用されず、ただし大統領がその趣旨の通知を発布する場合はこの限りではない。とは言え、多数の酸攻撃事件が全国にまたがって発生したが、加害者が裁判に掛けられることはほとんどなかった。（2015 年）10 月に HRCP が編成した或る委員会によると、登録された酸攻撃事件の 98% 余りが未解決のままであった。HRCP の申し立てによると、当局は毎年 150 件乃至 400 件の酸攻撃事件を登録している。（2015 年）5 月、個人的な恨みの事件で、1 人の男が徒歩で帰宅途中の女性 2 名に酸を投げつけ、これらの女性は火傷を負った。警察は加害者を逮捕した。

2012 年国家女性地位委員会法案（National Commission on the Status of Women Bill）では、同委員会における、女性の権利侵害事件を捜査するための財務上及び行政上の自律を規定している。しかし、複数の女性権利活動家によると、同委員会は資源が足りず、無力なままであった。

セクシャル・ハラスメント：2010 年の刑法改正法（Criminal Law Amendment Act）及び職場での女性に対する嫌がらせ防止法（Protection Against Harassment of Women at Workplace Act）では、職場及び公共の場でのセクシャル・ハラスメントを犯罪としているが、この問題は依然蔓延していた。法律では全ての州に対し、州レベルのオンブズマン制度を定めるよう要求している。シンド州が 2012 年にこれを最初に実行した。パンジャブ州とギルギット・バルティスタン州もオンブズマン制度を制定した。バローチスタン州と KP はオンブズマン制度をまだ制定していなかった。報道によると、ハラスメントの被害者は特に家庭内労働者と看護師に多かった。或る報道によると、ソーシャル・メディアでも若い女性医師がハラスメントの標的にされた。

性と生殖に関する権利：夫婦及び個人は子どもの数、年齢差及び出産時期を決める権利を有するが、それを実行するための情報と手段を欠くことが多かった。夫婦及び個人は最高水準

の生殖上の健康を達成し、差別、強制及び暴力から解放される権利を持たなかった。若い少女や女性は特に、性と生殖に関する健康及び生殖に関する権利に関連する問題に対して脆弱であった。少女や女性は、医療を受けるための情報や手段を欠くことが多かった。2013 年中に公表された、女性権利付与グループ（Women's Empowerment Group）が実施した調査結果によると、思春期の女性で性と生殖に関する権利を知っていたのは、わずか 25%であった。配偶者の反対も、避妊又は妊娠遅延の達成において女性が直面する課題に寄与した。国連人口局が 2014 年に行った推定によると、再生産年齢の女性の 28%が現代的な避妊方法を使用していた。健康及び生殖に関する権利の教育を女性が受ける機会は、特に農村部において依然、社会的制約を背景に、困難であった。同じ理由で、データ収集も困難であった。

国立人口調査研究所（National Institute of Population Studies）の「2012-13 年度人口統計・健康調査（Demographic and Health Survey）」によると、女性の 27%が出産前検診を全く受けていなかったが、同報告書では、過去 13 年間にわたり出産前健康管理を受ける母親の割合が大幅に向上し、2001 年の 43%から 2013 年には 73%にまで高まったことを示した。同調査では、熟練の医療従事者が分娩の 52%を行い、出生の 48%が医療施設で発生したことも明らかにした。

国連の最新の調査によると、妊産婦死亡率は 2013 年に生児出生 100,000 件につき 170 件で、この割合は情報とサービスの欠如が原因とされた。農村部では、不可欠な産科学や分娩後健康管理を含め、熟練の助産師が分娩に立ち会ってもらう女性がほとんどいなかった。UNICEF によると、治安情勢の悪化が、特に KP と FATA で避難民を生み出し、医療サービスへのアクセスにも影響を及ぼし、母親と児童にとっての状況も悪化させた。

HIV/AIDA に関する国連合同計画が公表した 2014 年の統計によると、女性 26,000 名を含む 94,000 名が HIV に感染し、2014 年に 2,800 名が AIDS のため死亡した。

差別：女性は法律面及び経済面で差別に直面した。法律では性別に基づく差別を禁じているが、当局はそれを執行しなかった。女性は家庭法、財産法、そして司法制度における差別に直面した。家庭法では生活費に関する要件を含め、離婚の場合における女性の保護を規定し、未成年の子どもの親権と養育費に関するガイドラインを明確に定めている。多数の女性が法的保護を知らなかった、或いはそれを執行するため弁護士に相談することができなかった。離婚女性は家族から排斥されてしまうため、支援手段が全くない状態で取り残されてしまうことが多かった。女性は家族の同意がなくても自由に合法的に結婚できるが、それを実行すると社会から排斥される、或いは名誉犯罪の被害者となるリスクを負うことが多かった。

2011 年反女性的行為防止法では、女性の財産相続を詐欺的手段で否定することを違法として

いる。法律では女子児童に、男子児童の半分の相続権を与えている。妻は夫の不動産の 8 分の 1 を相続する。女性は合法的に与えられる資格に比べ、実際に得られるのははるかに少なかった。女性は雇用面で著しい差別に直面し、また同様の仕事でも男性より給与が少ないことが多かった（第 7 節 d 項参照）。

子ども

出生登録：市民権は国内での出生により派生するが、2000 年より後に国外で産まれた子どもの場合、母親又は父親のいずれかが市民であり、その子どもが管轄当局に登録されれば、市民権は継承によって得ることができる（第 2 節 d 項参照）。出生報告は自主的であり、記録は一樣に維持されるわけではなく、農村部では特にそうである。政府は人口の 75% 余りを登録していると報告した一方、観測筋は実際の数字はもっと低いと考えていた。教育や医療など公共サービスは、出生証明書のない児童でも利用可能であった。

教育：憲法では、5～16 歳の児童全員に政府が無償で義務教育を提供することを義務付けている。公立学校は教科書、制服及び他の教材の費用を親に請求することが多い。低所得層の親は時々、子どもを、無償で部屋と食事を支給されるマドラサか、又は NGO が運営する学校に通わせることを選択した。

女子教育に対する最大の障壁は、アクセスの欠如であった。公立学校は、特に初等学年以降になると、多数の農村部において利用可能でなく、また既存の学校でも女子が付き添いなく通学するには遠すぎるが多かった。小学校卒業後は男子と女子を別々に教育すべきであるという文化的信念をよそに、政府は別々のトイレ又は別々の教室を提供するための措置を取らないことが多く、また公立学校は女子校より男子校が多かった。小学校、中学校及び中学校以後の学校における女子の就学率は男子より低かった。加えて、一部の部族的及び文化的な信念が、女子の通学の妨げとなることも多かった。

医療：男子と女子は政府の施設を平等に利用できるが、家族は女子よりも男子を優先して医療支援を求める傾向が強かった。

児童虐待：児童虐待が蔓延していた。雇用主は、場合によっては近親者の例もあるが、家事使用人として働く若い女子と男子を、殴打や長時間の強制労働によって虐待した。そうした児童は多くが人身売買の被害者となった。路上生活児童に関する公式統計はないが、SPARC の推定によると 150 万名であった。

刑法では、制定法上の強姦を、16 歳未満の少女との性交と定義している。強姦に対する処罰

は死刑か、或いは 10 年乃至 25 年の懲役及び罰金である。集団強姦は死刑又は終身刑に処せられる。

早期結婚及び強制結婚：法律で禁止されているにも関わらず、児童結婚が発生していた。法律では法定結婚年齢を男性は 18 歳、女性は 16 歳と規定し、違反者については 1 か月以下の懲役、1,000 ルピー（9.90 ドル）の罰金、又は両方と定めている。

2014 年 3 月、イスラム・イデオロギー評議会は、結婚関連法を非イスラム的であると宣言し、そして「不公正であり、如何なる法定結婚年齢も存在し得ない」と指摘した。同評議会は、イスラム教では両親が思春期に達した後の結婚の成就を認めていることから、未成年結婚を禁じているわけではない、と述べた。

多数の若い少女や女性が、家族がお膳立てした強制結婚の被害者となった。強制結婚は刑事犯罪であり、多数の訴訟が提起されたが、訴追が依然として問題であった。2012 年、パキスタン家族計画協会（Family Planning Association of Pakistan）は、児童結婚が結婚全体の 30%を占めると推定した。農村部では貧しい親が時々、娘を身売りして結婚させ、場合によってはそれが借金又は紛争の解決手段であった（第 6 節参照）。

2013 年、シンド州は早期児童結婚防止法（Early Child Marriage Act）を可決し、同法では 16 歳未満の児童との結婚を犯罪としている。この法制をよそに、シンド州は早期児童結婚の習慣を効果的に阻止してこなかった。（2015 年）10 月 19 日、スックル警察が行方不明であった少女 3 名を、シンド州北部の或る村から救出し、少女は自分達の自由意志に反してその村の男性と地元当局から結婚させられたと主張した。パンジャブ州議会は（2015 年）3 月、児童間の結婚を補助した親及び聖職者に対する処罰を強化する法律を可決したが、同法では女性の法定最低結婚年齢を 16 歳と定めたままであった。

他の有害な伝統的習慣：地方当局は、「スワラ」という、女性を紛争や借金の解決手段に使う習慣など、児童を有害な伝統的習慣の対象にした。

Sexual Exploitation of Children: 1961 年売春防止条例（Suppression of Prostitution Ordinance）と、刑法の一部は、児童を性的搾取から保護することを目的としている。当局はこれらの法律を規定通りに執行しなかった。児童ポルノは猥褻物関連法の下で違法である。社会経済的脆弱性が、性的搾取目的での人身売買を含め、児童の性的搾取に繋がった。人身売買被害者を含め、多数の児童が、バスターミナルや道路の路肩での強制的な物乞いに従事し、性的虐待や身体的虐待を受けた。

(2015 年) 8 月、或る調査の結果、パンジヤブ州カスル (Kasur) で複数の犯罪者が児童ポルノ政策のために、推定 280 名の児童に性的虐待を働いた。この活動をメディアが報じた後、HRCP は独立的調査を実施し、その結果、多数の児童に対する虐待の証拠が見つかった。その後、政府により創設された事件調査委員会は、わずか 19 名の児童に限り、虐待の申し立てを裏付ける証拠を認定し、17 名を告訴した。

幼児殺害又は障害を持つ児童の殺害：エディ財団 (Edhi Foundation) によると、職員が 2013 年に 1,300 体余りの幼児の遺体を回収した。法律により、幼児を遺棄したと認められた者は懲役 7 年に処せられ得る一方、子どもを密かに埋葬して有罪と認められたものは、懲役 2 年に処せられ得る。殺人は終身刑に処せられるが、当局は幼児殺害罪を減多に訴追しなかった。

故郷を追われた児童：ビーフェア (BeFare) という NGO によると、軍事作戦によって故郷を追われた児童は、教育又は精神的支援を受けることが困難であった。SPARC 及び他の複数の児童権利団体が、洪水や紛争によって故郷を追われた児童は、家族が都市部へ移転してしまい、児童労働虐待を受けやすい状況にあるという懸念を表明した。IDP キャンプで勤務する複数の医師の報告によると、児童や高齢者を含め、流入してきた多数の患者の処置が困難で、それは彼らが疾患、栄養不良及び他の健康状態に対して特に敏感であるからである。ISP コミュニティで認められた劣悪な衛生状態や過密状態により、一部の児童がアトピー性皮膚炎、胃腸炎及び呼吸器感染症を患う羽目になった。政府はポリオワクチン接種を、未接種の多数の避難児童に提供したが、これらの児童は過激派集団がワクチン接種活動を禁じた地域から来た児童であったためである (第 2 節 d 項参照)。

国際的な子の奪取：パキスタンは、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する 1980 年のハーグ条約の締約国ではない。遵守状況について詳しくは、米国国務省の報告書 (travel.state.gov/content/childabduction/en/legal/compliance.html) を、また国別情報については以下を参照のこと：travel.state.gov/content/childabduction/en/pakistan.html。

反ユダヤ政策

パキスタンのユダヤ人人口は非常に少ない。反ユダヤ主義の感情が、地元報道機関に蔓延していた。伝統的メディアやソーシャル・メディアを通じて憎悪発言が広まったことにより、「ユダヤの手先 (Jewish agent)」や「ヤフーディ (Yahoodi)」といった言葉が、個人やグループを攻撃する目的で軽蔑的に使われるようになった。

人身売買

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」を参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

障害者

法律では障害者の平等な権利を規定しているが、当局は法律規定を必ずしも実施しなかった。2011 年に社会福祉・特別教育省 (Ministry of Social Welfare and Special Education) が解体された後、その関連部門は、特別教育総局 (Directorate General for Special Education)、国家障害者更生評議会 (National Council for the Rehabilitation of the Disabled) 及び全国障害者信託基金 (National Trust for the Disabled) を含め、首都行政開発部 (Capital Administration and Development Division) に移管された。特別教育及び社会福祉の担当事務所は、各州へ移譲され、障害者の権利保護を担当している。

各州では社会福祉部門が障害者の福祉と教育に取り組んだ。シンド州では法律により、奴隷労働及び特別教育担当大臣が、障害者の教育ニーズに対応するよう義務付けられている。レオナルド・チェシャー財団 (Leonard Cheshire Foundation) によると、障害を抱える児童はほとんどが学校に通っていない。小学校レベルでは、障害を抱える女子の 50%、男子の 28% が学校に通っていなかった。高等教育レベルでは、アラマ・イクバル・オープン大学 (Allama Iqbal Open University)、パンジャブ大学 (University of the Punjab) 及びカラチ大学 (Karachi University) が、学生を障害者担当教員として指導するプログラムを設けていた。

政府の 2003 年国家障害者政策 (National Disability Policy) は、連邦首都と州都を障害者に優しい都市に指定し、障害者が公務員となるための中央上級公務員選考試験を受験することを許可した。この政策では主要都市に 127 の特別教育センターも提供した。連邦レベル及び州レベルの雇用割り当てでは、公共及び民間の組織に対し、資格を有する障害者の就職枠を少なくとも 2% 用意するよう要求している。当局はこの要件を部分的にしか実施せず、それは執行機構が不十分なためであった。ラホールでは 2014 年 12 月から、またその後も散発的に、障害者が、法的割り当てがあるにも関わらず供給不足であった、就職先不足に対する抗議活動を行った。身体障害者及び精神障害者の面倒は、ほとんどの場合、家族が見た。

障害者の雇用を希望しない組織は、代わりに障害者支援基金に罰金を支払ってもよかった。当局はほとんどこの義務を強制しなかった。国家障害者更生評議会は就職斡旋や融資の融通のほか、生活資金も提供した。障害者が投票する権利又は民事に参加する権利に対して、法的制限はなかった。しかし、投票は障害者にとって難題で、それは投票所までの輸送手段やアクセスの獲得が極めて困難であったためである。

性的指向及び性同一性に基づく暴力行為、差別及び他の虐待

同性同士の性行為は、合意の上であっても刑事犯罪である。しかし、政府はほとんど訴追しなかった。同性同士の性的関係に対する処罰は罰金、懲役 2 年乃至終身刑、または両方である。レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダー、及びインターセックス (LGBTI) の人々は、自分の性的指向又は性同一性を減多に明かさなかった。性的指向又は性同一性に基づく差別から保護する法律はない。LGBTI 者に対する差別は密かに幅広く認知されていたが、正確に報告するためのデータが十分になく、それは一部に、深刻な社会的汚名や、名乗り出た人に対する逆襲の恐れが背景にあった。2013 年 9 月、PTA は国内初の、LGBTI コミュニティが見解やネットワークを共有するための、オンライン・プラットフォームをブロックした。

LGBTI 者に対する暴力や差別が続いた。(2015 年) 4 月、トランスジェンダー・コミュニティのメンバー 2 名が殺害され、3 人目は誘拐され、強姦された。(2015 年) 6 月、当局はバローチスターン州で 2 名の男を、結婚した容疑で逮捕し、そして医学的検査の結果、彼らが性交していたことが分かったため、刑法違反で告訴した。

社会は概して、集合的に「ヒジュラ (hijra)」と呼ばれる、大抵はスラム・コミュニティで共同生活し、物乞いや、祭りや結婚式での踊りで食いつないでいる、トランスジェンダー、去勢した男性、及びインターセックスの人々を、遠ざけた。売春を行う者もいた。地方当局はしばしば、ヒジュラの通学又は病院への入院を拒否し、また地主も不動産の賃貸又は売却を断ることが多かった。2012 年の最高裁判所の裁定では、ヒジュラを「第 3 のジェンダー」として認め、彼らは正確な国民身分証明書を取得することを許可した。この裁定により、ヒジュラは 2013 年の選挙で初めて、候補者及び有権者として参加した。

HIV 及び AIDS に対する社会的汚名

HIV 陽性の人々に対する社会の姿勢は変化しつつあったが、差別は根強かった。差別事例は、HIV/AIDS 患者が汚名に直面することから、報告されないことが多かった。治療センターの運営に加え、国家 AIDS 管理プログラム (National Aids Control Program) は集会や一般向けキャンペーンを実施し、またモスクで、避妊や AIDS の認識に関する説明会を行った。政府は全国に 13 箇所の HIV 治療・ケア施設を設置し、これらの施設が総合的な HIV ケア・サービスを提供した。

他の社会的暴力又は差別

宗教的不寛容に起因する社会的暴力が、依然として深刻な問題であった。時々、キリスト教徒、アフマディーヤ派イスラム教徒、ヒンドゥー教徒及びシーア派イスラム教徒を含め、宗教的少数派に対する群衆の暴力が報告された。例えば、(2015 年) 5 月 24 日、約 150 名の群衆が、申し立てによると精神病を患った或るキリスト教徒の男性がコーランのページを破った後、ラホールのドゥープ・サリ (Dhoop Sari) 近郊でキリスト教徒の家で略奪を行い、警察の機動隊と衝突した。

シーア派に属する少数民族のハザラ (Hazara) 族の人々が、バローチスターン州クエッタで差別や暴力脅迫に直面し続けた。報道や他の情報筋によると、彼らはクエッタに 2 箇所あるハザラ族居留地外へ自由に移動することができなかった。これらの居留地内では消費者製品を暴騰価格でしか入手できず、また複数のハザラ族が、就職できない、或いは高等教育を受けることができないと報告した。彼はさらに、政府機関が身分証明書やパスポートの発行時にハザラ族を差別したと申し立てた。暴力事件の勃発を避けるべく、当局はシーア派の宗教的行列をハザラ族居留地内に制限した。反シーア派の落書きがクエッタではありふれていた。様々な報道によると、(2015) 年中、ハザラ族シーア派に対する攻撃で少なくとも 16 名が殺害された。報道によると、(2015 年) 7 月 6 日、武装集団がクエッタのパスポート事務所前でハザラ族 2 名と警察官 1 名を殺害した。(2015 年) 7 月 17 日、自爆攻撃者 1 名がクエッタのハザラ族居留地に入ろうとし、自爆して 2 名を殺害した。(2015 年) 7 月 28 日、オートバイ 1 台に乗った武装集団がクエッタでハザラ族 2 名を殺害した。

第 7 節 労働者の権利

a 結社の自由及び団体交渉権

労働者の大部分は、州の労働関連法の管轄下に置かれた。2010 年の憲法改正では労働法制及び労働政策を 4 州に移譲し、既存の国内法は「管轄当局により変更、廃止又は改正されるまで」効力を有し続けると規定し、管轄当局とは、州政府を指す。各州は 2011 年、独自の労使関係法を実施した。2012 年、議会は国際労働機関 (ILO) の条約を考慮に入れた新たな労使関係法を可決したが、イスラマバード首都圏と、複数の州で活動する通商連盟に限り適用した。労働力のほとんどが、如何なる種類の連邦労働規制でも対象とされなかった。

連邦政府の役割は、権限移譲の余波の中、依然不明瞭であった。労働問題に対する権限を有する連邦政府機関は、人材・開発・海外在住パキスタン人省 (Ministry of Human Resource, Development, and Overseas Pakistanis) のみで、同省の役割は ILO 条約の遵守を実証するための統計編纂に限られた。(2015) 年末時点で、諸州による遵守状況に関する報告は全く寄せら

れなかった。ILO の指摘によると、州は以前の連邦法制における欠点について、農業労働者が労働者団体を結成できないことを含めた三者協議又は決議を行わないまま、労使関係法を制定した。州レベルでは、団体交渉権を規定する法律において、銀行及び金融部門の労働者、林業労働者、病院労働者、自営農業者及び事務管理職又は管理職の被雇用者が除外された。

連邦レベルの法制又は連邦レベルの労働担当機関がない状況で、国家労使関係委員会（National Industrial Relations Commission）が存在し続けていることが依然、疑問視された。2012 年連邦労使関係法では、同委員会は、労働組合／労働組合連盟が当事者である、イスラマバード首都圏内での労使紛争及びその他、国家的重要性を帯びていると政府が判断する労使紛争を、裁決することができると規定している、この規定は、州間での紛争のための場を特に提供するわけではないが、同委員会がそうした紛争を解決し得る可能性を勘案するものと見られる。

ILO によると、政府は（2015）年末までにその調整機構を、ILO からの要請に対応し関連報告を提出する調整機関の提供により、大幅に改善した。

複数の労働者団体が、州レベルで労使関係を実施するための能力と資金が限られていると指摘し、また労働者福祉基金（Workers Welfare Fund）や従業員老後給付金機構（Employees Old Age Benefits Institution）の統制を維持する旨の、州への権限移譲と対照的な連邦政府の決定を巡り、賛否両論であった。

法律では国の行政機関、政府及び国営企業、輸出加工区の労働者及び公共部門の労働者による団体交渉とストライキを禁じているが、複数の労働者団体の報告によると、（2015）年中、法律は適用されなかった。州の労使関係法でもストライクとロックアウトを取り上げ、これらを制限している。例えば、KP の法律では、「ストライキ又はロックアウトが 30 日間を超えて続く場合、政府は、書面での命令により、ストライキ又はロックアウトを禁ずることができる」と規定しており、政府はその場合、争議を労働裁判所に付託しなければならない。

組合は大規模ストライキを企画することはできたが、多くの場合、警察がストライキを中止させ、雇用主はストライキを解雇の正当化に使った。行進や抗議活動も日常的に発生したが、大抵は警察が組合指導者を逮捕し、また時々、テロ対策関連法や反国家活動関連法の下で彼らを告訴した。結社の自由が関係する暴力及び他の問題が、（2015）年中、根強く続いた。

連邦法では違法なストライキ、ピケ及び他の種類の抗議活動を「内乱」と定義し、処罰は最高で終身刑である。法律では、4 名以上の集会は警察の許可が必要となる場合があると規定し、当局はこの規定を使って労働組合集会を阻止することができるが、それは連邦政府が刑

事事案に対する権限を有するからである。

第 18 次改正の可決により、連邦労働・人材省（Ministry of Labor and Manpower）が解体された結果、労働問題は州に移譲された。労働者団体、国際機関及び NGO は依然、権限移譲に批判的で、一定の労働問題について、最低賃金、労働者の権利、国内労働基準、そして国際労働条約の遵守を含め、連邦政府の担当範囲内に残すべきであると主張した。観測筋も、州における変動性のある能力や、労働関連法の採択及び執行に対するコミットメントについて、懸念を提起した。一部の国際機関は、権限移譲は州当局に責任を付与したとの所感を述べ、また監察を含めた労働実務におけるいくつかの改善を指摘した。例えば、(2015 年) 8 月、パンジャブ州政府はレンガ工場労働者の子どものための教育プログラムを立ち上げた。

労働組合幹部は、非公式部門や農業部門で働く労働者の権利を対象とする法制の必要性も強調した。工場労働者は大部分が契約労働者として雇用され、基本給以外に給付金がなく、長期的雇用保障もなく、それはたとえ同じ雇用主の元にも残留していても同様であった。工場管理者は火災又は他の労働関連事故の被害者の身元を確認できないことが多く、それは当人が概して公式記録に記載されていないためであった。(2015 年) 11 月 5 日、ラホール市内の或るプラスチック工場が崩落し、30 名余りが死亡した。多数の報道によると、所有者は、(2015 年) 10 月 24 日の地震後に建物に亀裂が生じた後、4 階の工事中止を拒否していた。

労働関連法の執行は依然として弱く、それは大体において、資源不足や政治的意図が原因であった。ほとんどの組合が、政府や政党の影響力と無関係に機能していた。労働組合幹部は、効果的な組合結成を阻止すべく、「黄色い組合」と呼ばれる、経営者にとって扱いやすい労働組合を雇用主が後援していることについて、懸念を提起した。

適性手続を経ずに政府が組合を解散させたという事例の報告はなかった。しかし、組合は行政手続上、司法審査を経ずに「登録抹消」される可能性もあった。

複数の NGO が、労働組合や業界団体の強化を目的とする技術訓練や能力強化ワークショップの実施により、労働者を支援した。これらの NGO は、設立された労働組合と共同で、非公式部門の労働者の組織化にも取り組み、また非公式部門の労働者も含めた労働者の権利、労働条件及び福利の向上に向けた政策や法制を提唱した。また複数の NGO が州政府と共同で、農業労働者、レンガ工場労働者及び他の、立場が弱い労働者に国の身分証明書を支給する活動も行っており、労働者が国の社会的セーフティ・ネットと繋がり、市民としての便益（投票、医療、又は教育など）に与えるよう取り組んだ。

b 強制労働の禁止

法律ではあらゆる形態の強制労働を禁じ、既存の奴隷労働の債務を全て帳消しにし、係る債務を回収するための訴訟を禁じ、そして法律を実施するための県の「自警団委員会」制度を定めている。しかし、連邦及び州の法律では従業員が雇用主の同意なく離職することを禁じており、何故ならそれを実行すると義務的労働を伴い得る懲役刑の対象となるからである。

政治的意志の欠如、人身売買への当局者の加担の報告例、法律における技術的瑕疵、連邦政府と地方自治体の構造変化、そして資金不足、これらの要因がすべて、当局による強制労働関連連邦法の執行不履行に寄与した。立法枠組の格差もまだ残っていた。結果的に、法執行官は奴隷労働犯罪を登録する際、誘拐や違法監禁を含め、刑法における他の規定の下で登録していた。資源、監察及び是正が不十分で、また罰則も、50,000 ルピー（495 ドル）の罰金及び／又は2年乃至5年間の懲役を含め、違反を抑止するには不十分であった。

強制労働や奴隷労働の使用は、全国にまたがって多数の産業で蔓延し、日常茶飯事であった。複数の NGO の推定によると、200 万名が、主にシンド州とパンジャブ州、さらにはバローチスタン州と KP でも、奴隷労働をさせられていた。奴隷労働者の大部分は低級カーストのヒンドゥー教徒であったほか、下層の社会経済的背景を有するキリスト教徒やイスラム教徒もいた。奴隷労働は、綿、サトウキビ、小麦産業を含む農業部門、そしてレンガ、石炭、ガラス、及び絨毯の製造産業でありふれていた。奴隷労働者は多くの場合、いつになったら債務を完済できるのか判断できず、それは部分的に、契約を交わすことが希であり、また雇用主は奴隷労働者の無学を利用して債務額を書き換える、或いは種子や肥料の代金を労働者に払わせることができたからである。場合によっては地主が武装警備員を使って労働者の移動を制限する、或いは労働者を債務と引き換えに他の雇用主に売り払うこともあった。

少年少女も、違法な物乞い、家事労働、又は農業で奴隷労働者として働かせるために売買、貸与又は誘拐された（第7節 c 項参照）。違法労働斡旋業者は親に対し、子どもにまともな仕事をさせるという嘘の約束をして高い料金を請求し、その後、子どもを家事使用人、単純労働、小規模商店及び他の部門で強制労働させることによって搾取した。

一部の奴隷労働者は自由になった後も以前の状態に戻り、それは他に雇用の選択肢がないためであった。地主、工場所有者及び有力者の間の結び付きが、この問題の効果的な解消を阻害した。例えば、地元の警察が地主又はレンガ工場所有者を効果的に追求しないこともあり、それは自分より上位の警察職員が、政治家又は所有者から直接圧力を受け、合法的捜査を実行するための努力を支援してくれないであろうと考えたためであった。

KP、パンジャブ州及びシンド州の労働担当省は、産業に対する規制を改善するためレンガ工

場とそこの労働者を登録し、労働者には労働裁判所及び他のサービスを利用できるようにする方向へ動機付けられた。複数の当局者が、レンガ工場を登録するための措置を講じたと主張したが、正確な登録件数は不明であった。パンジャブ州労働部は、レンガ工場での奴隷労働対策として、労働者が国民身分証明書や無利子融資を獲得することを補助するプロジェクトを実施し、また同部はレンガ工場用地に学校を開設し、(2015 年) 8 月にはレンガ工場働く児童を学校に通わせるための登録を開始した。

以下の URL で公開されている米国国務省の「人身売買に関する報告書 (Trafficking in Persons Report)」も参照のこと。

www.state.gov/j/tip/rls/tiprpt/

c 児童労働の禁止及び雇入れの最低年齢

憲法では如何なる工場、鉱山又は他の危険有害な現場でも、14 歳未満の児童の雇用を明示的に禁じている。しかし、法律では危険有害でない職業での雇用の最低年齢を定めていない。14 歳未満の児童について、法律では児童の労働時間を 1 日 7 時間 (3 時間の労働後の休憩 1 時間を含む) に制限し、許容可能な勤務時間帯及び休暇を定めている。法律では児童の残業又は夜勤を禁じ、週に 1 日、休日を与えられる旨、規定している。加えて、法律では雇用主に対し、労働監察官が検証できるよう、児童労働者の登録簿の維持も要求している。しかし、これらの禁止及び規制は、家族事業又は公立学校には適用されない。

法律では 18 歳未満の児童の搾取を禁じ、搾取的娯楽の定義を、人間によるスポーツ又は性的慣行及び他の虐待的慣行に関連するあらゆる活動としている。親は自分の子どもを搾取した場合、法的責任を問われる。法律では児童の奴隷労働を、5 年以下の懲役及び／又は罰金 50,000 ルピー (495 ドル) による処罰対象としている。政府は 4 種類の職業と 34 種類のプロセスを、露天商、手術用具製造、深海漁業、皮革製品製造、レンガ製造、サッカーボール製造及び絨毯製織を含め、児童の場合は違法と見なした。こうした制限をよそに、これら全ての分野で児童が働いていたという報告が複数あった。

国家レベルでの児童労働問題の調整は、依然として非効果的であった。権限移譲の結果、労働監察は国家レベルではなく州レベルで実施されるようになり、これが労働法の不均一な適用に寄与した。執行努力は、問題の規模に比べ不十分であった。監察官はほとんど訓練を積んでおらず、資源が足りず、また汚職に引き込まれやすかった。当局は NGO が干渉を受けずに監察を実施することを認め、また SPARC は、視察の際に通常、当局者が協力してくれたと指摘した。

当局は違反者に罰則を科さないことが多く、科したとしても、処罰は有意義な抑止力にならなかった。例えば、当局は児童労働関連法違反による有罪判決を数百件達成したが、罰金が多額でも低額で、さらなる違反の抑止に繋がらなかった。

政府による児童労働関連法の執行が弱いため、児童労働が依然として蔓延していた。複数の NGO と政府筋の指摘によると、2010 年と 2011 年の洪水が児童にとって悲惨な出来事で、その結果、学校が破壊され、財務状況が切迫したため、家族は子どもを働きに行かさざるを得なかった。ILO によると、340 万名の児童労働者がいた。私的な会合の場で、複数の NGO が、その数字は農業や家事労働に従事する多数の児童を併せると大幅に増えると推定した。

農業以外の児童労働の約 70% が小規模工場で発生し、児童労働関連法の執行努力が複雑化したが、それは法監察官が、従業員 10 名未満の施設の監察を認められていないからである。

雇用主や家族は子どもを強制的に、レンガ工場、ガラス製バングル産業及び絨毯製織産業のほか、農業でも、地主又はレンガ工場所有者に対する家族の債務返済義務を果たす一環として働かされた。UNICEF の推定によると、レンガ工場で働く児童は 250,000 名であった。2012 年に複数の研究者が、奴隷労働者を約 200 万名と推定し、その多くが児童も含めた家族全員であった、報告によると、児童は香料、綿、小麦、織物、タバコ、サトウキビ、宝石用原石の生産、及び碎石にも従事していた。

農村部の貧困世帯は時々、家事使用人又は他の種類の仕事に子どもを売るか、或いは多くの場合、子どもがまともな条件で働くであろうと信じて、そうした仕事を手配する業者に料金を支払った。教育又は他の機会と引き換えに近親者又は知人のための仕事に送り出された児童の中には、最終的に搾取的条件又は強制労働に陥った者もいた。

組織化された物乞い、家事使用人、そして児童売春のために誘拐又は身売りされた児童もいた。

以下の URL で公開されている米国労働省の「最悪の形態の児童労働に関する所見 (Findings on the Worst Forms of Child Labor)」を参照のこと。

www.dol.gov/ilab/reports/child-labor/findings/

d 雇用又は職業に関する差別

規制では人種、性別、ジェンダー、障害、言語、性的指向及び／又は性同一性、HIV 陽性状態又は他の伝染病、或いは社会的に関する雇用及び職業での差別を禁じているが、政府はこ

これらの法律及び規制を効果的に執行しなかった。

これらの要因に基づく雇用や職業に関する差別が根強く続いていた。違反に対する処罰の性質は、違反を抑止するには不十分であった。

e 受入れ可能な労働条件

非熟練労働者の最低賃金は、月額 12,000 ルピー（118 ドル）で、ただし例外としてバローチスターン州と KP では月額 15,000 ルピー（148 ドル）であった。パンジャブ州政府は産業労働者の最低賃金を、月額 13,000 ルピー（125 ドル）と定めた。連邦政府が定めた非熟練労働者の最低賃金は、月額 12,000 ルピー（118 ドル）であった。当局は年次予算の中で最低賃金を引き上げたが、連邦政府と州政府はいずれも、係る賃上げを発効させるには必要な通知を出さなければならない。最低賃金関連法では労働力のかなりの部分を占める部門を、非公式部門、家事使用人及び農業労働者を含め、対象としていない。

法律では最大労働時間を週 48 時間（季節稼働工場の場合は 54 時間）と定め、併せて就業日の休憩時間と年次有給休暇も規定している。労働法の下で要求される付加的便益の例として、公休日、残業手当、年次休暇及び病気休暇、健康保険、労働者の子どもの教育、社会保障、老後給付、及び労働者福祉基金が挙げられる。

これらの規制は農業労働者、従業員 10 名未満の工場の労働者、家庭内労働者又は契約労働者には適用されない。これらの労働者には苦情の是正を求めるために「労働裁判所」利用する権利もなく、また別の面でも搾取に対して極めて脆弱であった。多数の労働関連法が適用されないことと、政府による不十分な執行のため、多数の部門において雇用主は労働条件、従業員の扱い、労働時間及び給与に関して、相対的に刑事責任を免れていた。

州政府は国の労働規制の執行について、主たる責任を負う。執行は、資源不足、汚職、そして不十分な規制構造を背景に、非効果的であった。シンド州では、抜き打ち監察を禁ずる政策により、執行の実効性がひどく制限された。パンジャブ州では、所有者が自発的に、職場の安全衛生や賃金問題に関する独自の宣言を工場内に掲示するという制度が、通常監察に代わる手段であった。その場合、当局者は無作為に監察対象工場を選んだ。バローチスターン州と KP は抜き打ち監察を認めていた。多数の労働者、特に非公式部門の労働者は、自分達の権利を知らない状況が続いていた。労働監察に対する重大な制限や、限られた資源や汚職の影響に直面する中、監察や処罰は労働関連法違反を抑止するには不十分であった。

安全衛生基準は、あらゆる部門でお粗末であった。鉱山の安全衛生手順の遵守が、深刻なほ

ど欠けていた。多数の鉱山において、出入り及び換気のための開口が1つしかなかった。労働者は、危険な労働条件から、雇用を失うリスクを負わずに身を脱することができなかった。非公式部門の従業員は様々な危険な状況に直面し、特に家事労働など、外部から見えにくい区域がそうであった。(2015)年中、職場での死亡及び事故に関する公式統計はなかった。

パキスタンでは、国際的な安全衛生基準に届いていない状況から、輸入品調達先としての信頼性が、国外で疑問視されている。シンド州政府は、輸出元としての地位を取り戻すための試みの一環として、労働基準や労働関連法の改善に向けたプログラムを開発する作業について、ILOと協議した。2012年にカラチの織物工場で259名が死亡した火災を巡る訴訟が続いていた。複数の労働者擁護活動家が、多数の世帯が約束された補償金をまだ受け取っておらず、悲劇を招いた要因は、最も目立つところでは詐欺的な安全証明書と不十分な消防対策であったが、他の多数の企業にも存在した。